

一八世紀のロンドン商人ボウズンキット家の事業展開

川 分 圭 子

【要約】 従来のイギリスの貿易史は、貿易相手地域ごとの統計整備や、特定地域の独占権を付与された特許会社の社史が研究の中心となっていた。その結果、商業活動を考える際にも地域別に研究が進んできたが、現実には貿易商達の活動は多地域に渡っていることが多い。また彼らは、自分達の商業活動を支えるためにも貿易金融や保険業、銀行業といった業務を兼務しやすかった。実は、このような商業の多様性・多角性こそが、一八世紀という国際貿易の揺籃期の基本的特徴ではないか。そこで本稿では、ボウズンキット家という商人一家の事業を調査し、彼らの業務展開もまた多地域、多業種に渡るものだったことを明らかにした。国際商業がまだ手探り状態でリスクも大きく、専門分化も進んでいなかった時代を生きた彼らは、一つの業種を大規模かつ長期に展開するよりも、小規模で短期の多様な内容の事業を同時に、あるいは次々と行うことを選択したのである。

史林 七八巻五号 一九九五年九月

一 は じ め に

近代イギリスの貿易史研究は、一九六〇年代のエリザベス・シュンペーター、ラルフ・デイヴィスによる貿易統計の整理と、特許貿易会社の社史編纂を①②に発展してきた。

この結果我々は当時の国際貿易について考える時、通常東インド、北米、レヴァントといった特定地域ごとに分類して研究してきた。また貿易商人を考える際にも、東インド商人、レヴァント商人といったようにその専門とみなした地域を

冠して呼び、その地域のみを彼らの活動の舞台としてとらえる傾向にあった。しかし貿易活動が実際どのような行われていたかという商業史的問題を研究対象とするのならば、このようなアプローチの仕方は適切ではない。なぜなら、いくつかの商会の経営について実証的研究が進められた結果、個々の商会の取引が同時に多地域にわたっていたことが明らかになってきたからである。またこうした商会在が船舶所有や製造業への投資などを並行して行っていたことはかつてからよく知られていたし、特に一八世紀後半以降は金融業に転換した例が多いことも、商人の社会史的研究から常々指摘されてきたことであった。⑤ 現在ではチャップマンのような商業史家が、このような経営の多角性こそが一八世紀国際商業の重要な特色の一つであったと述べるに至っている。⑥

それではなぜ、一八世紀の貿易企業は多地域、多業種に事業を展開する傾向をもっていたのだろうか。筆者には、当時の企業の経営形態——家族をパートナーとする共同経営——がこうした傾向を生みだしたように思われるのである。

イギリスでは一九世紀も相当末になるまで株式会社はほとんど現れず、多くの企業は共同経営 Partnership の形態をとっていた。これは数名の出資者が（出資せず労働だけを提供する者が参加する場合もある）数年から一〇数年程度の期間に渡る共同事業の契約を取り交わし、出資比率と労働量に応じた配当と給与をもらうシステムである。出資者が入れ替わる度に契約が交わされ、事業内容や資本金も絶えず変動するこのような経営形態では、大規模で永続的な企業は生じなかった。⑦ この結果一九世紀半ばに至るまで、無数に現れては消える小規模なエンタープライズがイギリスの国際商業の担い手であった。

一八世紀のイギリスの貿易商達は一生の内に、時には同時並行的に、こうした企業の複数に関与した。またたとえ個人が複数のエンタープライズに関与しなくとも、彼の一族のメンバーが他の企業に関与しているのが普通だった。このように、一つの商人一家が同時に複数の共同経営に互いに出資し合いながら参加していった結果、多地域の貿易や多様な業種にまたがった家族資本が、一般的な存在となっていく。

以上述べたように、短命で小規模なエンタープライズが無数に存在し、これらの複数に一つの家族資本が同時に関わっていたという状態が、事業展開の多角性という一八世紀国際商業の特色を生みだしたと、筆者は考える。ここで先取りした結論は、ボウズンキッター家という商人一族の調査から導き出されたものである。以下本稿では、同家の史料・研究状況、その家族史、事業活動とこう順で記述を進めることとする。

① E. B. Schumpeter, *English Overseas Trade Statistics 1697-1808*, Oxford, 1960. R. Davis, "English Foreign Trade 1770-1774", *Economic History Review*, 2nd Ser., 15(1962), pp. 285-299.

② K. N. Chaudhuri, *The English East India Company: The Study of an Early Joint-Stock Company, 1600-1760*, London, 1965. T. S. Willan, *The early History of the Russia Company 1553-1603*, Manchester, 1956. A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, London, 1935. 等がある。

③ 例えば原綿輸入に携わっていたリヴァプール商人等が言うべきだ。D. M. Williams, "Liverpool Merchants and the Cotton trade 1820-1850", in J. R. Harris ed., *Liverpool and Merseyside*, 1969. また一八世紀末マンチェスター等の工業都市に定着した外国人商人の場合も、すぐに販路を母国以外に拡大したり、多業種へ展開していく者が多く、S. D. Chapman, "The Foundation of the English Rothschilds", *Textile History* 8(1977).

④ 古くはネーデルラントやサセーランドの商人研究が、貿易活動と船舶所有や保険業の兼業について述べている。L. B. Namier, "Anthony Bacon, M. P., an Eighteenth-Century Merchant", *Journal of Economic and Business History* 2 (1929), pp. 20-70. Id., "Brice Fisher, M. P.: a Mid-Eighteenth-Century Merchant and His Connections",

Economic History Review (1927), pp. 514-532. L. S. Sutherland, *A London Merchant, 1695-1744*, London, 1933. 46の商人の工業投資・鉄道投資について S. D. Chapman, "Fixed Capital Formation in the British Cotton Industry 1770-1815", *Economic History Review* 2nd Ser., 23(1970), pp. 235-266. Mary B. Rose, *The Greys of Quarry Bank Mill. The Rise and Decline of a Family Firm, 1750-1914*, Cambridge, 1986. M. C. Reed, *Investment in Railways in Britain*, Oxford, 1975.

⑤ W. E. Minchinon, "The Merchants in England in the Eighteenth Century", *Exploration in Entrepreneurial History* 10(1957), p. 67. D. M. Joslin, "London Private Bankers, 1720-1785", *Economic History Review*, 2nd Ser., 7(1954), pp. 167-186.

⑥ S. D. Chapman, *Merchants Enterprise in Britain. From the Industrial Revolution to World War I*, Cambridge, 1992, pp. 35 ff.

⑦ イギリスで株式会社が法制度化されるのは一八六二年で、以後多くの会社は伝統に固執し、有限責任の概念を信用しなかったため普及しなかった。Ibid., p. 218. 結局イギリスで大規模な会社の登場を見るのは、世帯転換期を待つこととなる。P. L. Payne, "The Emergence of the Large-Scale Company in Britain", *Economic History Review*, 2nd Ser., 20(1967), pp. 519-542.

二 史料状況と研究の現状

ボウズンキット家は亡命ユグノーの家系で、商人・金融業者として成功した後政府関係・知的専門職にも人材を輩出した名家であり、同家に関する一次史料は公文書館で保管され、いくつかの研究にも利用されてきた。

ボウズンキット家に関する史料は、著作や議会声明などの刊行物^①、特許貿易会社総裁や外交官といった公的な立場で交わした書簡^②、そして一家の私的な商業活動や土地経営に関する書類に大別される。前二者は、ほとんどが大英博物館、インディア・オフィスに所蔵されている。これに対し三つ目の私的な書類は、一家が所領を形成したエセックス、ハートフォードシャー、グェント州の文書館とロンドンのウォルサンストウ博物館に保管され、そして一部は現在も一家の子孫が住むグェント州の屋敷ディンジュストウ・コートに残されている^③。また同家の末裔のヘンリ・セオドア・ボウズンキットが収集してロンドンのユグノー協会に寄贈したものが、これらとは別に存在する^④。

本論に関係を持つのは、最後の私的な書類である。しかし、エセックス州文書館とウォルサンストウ博物館に所蔵するのは、ほとんどが所領に関するもの―土地の所有関係・登記の書類、徴税の記録、領地裁判記録―であり、商會経営の史料としては利用価値がない。ハートフォードシャー州文書館所蔵の文書も、この州内のボウズンキット家の所領ブロクスバーンベリについてのものが大半だが、ここにはこの所領を購入したジェイコブ二世とその父一世の書類が残された。両者はともにロンドン商人であり、彼らに関する史料は多くはないものの、一八世紀のボウズンキット家の商業活動を知る上で有用なものである。グェント州文書館には、この州にボウズンキット家の所領が集中していたために、膨大な借地権・抵当権関連の書類のみが保管されていた。しかしごく最近になって、家族が保管していた史料の三分の二相当が、新たに委託されることになった。この中にも、十数枚の商業文書や遺書、財産目録や家計簿が含まれている。しかし、一八世紀の商業文書のうち、相当量で内容も重要なものが、現在もまだ家族のもとに残されている。

以上に税明したように、商会経営の調査に関しては、ハートフォードシャーとグェント州文書館、そして家族が保管しているものに重要な史料があり、このうち筆者は前者の二つの州文書館所蔵のものを見る機会を得た。

ボウズンキット家に関する研究は、家族史の調査と、商業史における同家の史料利用の二つの範疇に分け得る。家族史は一九世紀後半に同家の一員の手で短いものがまとめられているが、これは系図の整理が中心で、しかも私的な出版物にとどまった^⑥。しかし、一九六六年にはヘンリー・セオドア・ボウズンキットの依頼と史料提供を受けて、ロンドンのユグノー協会が本格的なリサーチを行っている^⑦。

商業史研究では、チャールズ・ウィルソンの『一八世紀のイギリス・オランダ間の通商と金融』^⑧と、ラルフ・デイヴィスのレヴァント貿易商についての著作に、ボウズンキット家の商業活動に詳しくふれた箇所がある。ただしウィルソンは、アムステルダムに保存されていた公証人文書や商業書簡を使用し、ボウズンキット家の史料は使わなかった。一方デイヴィスは、現在はグェント州文書館に大半が所蔵されているが当時はすべてが家族所有であった商業史料を使用した。しかし、デイヴィスの関心は一七四〇年代までのレヴァント貿易のあり様を明らかにすることにあつたので、それ以降の史料は余り使われていない。しかしボウズンキット家の史料は、デイヴィス自身指摘するように世紀後半に関しての方が豊富であり、また同家の商業活動はレヴァントに限られていないので、このデイヴィスの研究からボウズンキット家の事業全体を知ることができない。

総括すれば、ボウズンキット家のケース・スタディは、家族史は完成しているが、商会経営については未完の状態にある。そこで本稿では、一八世紀のボウズンキット家の商業活動の全体像を構築することを試みる。ただし前述したように、筆者は同家の商業史料のうち現在も一族が保管しているものについては目を通しておらず、これに関してはデイヴィスの研究に依拠する他ない。従って本稿は、現在も一族所蔵のものでデイヴィスが紹介しなかった一八世紀後半の商業史料については、全く内容を把握しないまま書かれていることをお断りする。

- ① 一九世紀初頭の対仏戦争支援キャンペーン、西インド・プランターの負債問題、地金委員会関係のノン・ノットと声明は、大英博物館の North Library, North Gallery Library に所蔵されている。詳しくは三章註②③。ボウズンキット家からは小説家、学者が輩出され、その著作も所蔵されているが、これらについては省略する。
- ② Add. Mss 59265 Dropmore Papers, 37278 Wellesley Papers, 43116-7 Aberdeen Papers, British Library, Home Misc. Series Cat, India Office Library.
- ③ Bosanquet Papers, Essex Record Office, Hertfordshire Record Office, Gwent Record Office, Walthamstow Museum.
- ④ Dingestow Court, Gwent.
- ⑤ Collection of Capt. H. T. A. Bosanquet, Library of Huguenot Society.
- ⑥ Louisa Clara Meyer, *Padigre of the Bosanquet Family*, Privately printed, 1877. ボウズンキット家とその姻戚の系図である。著者はウィリアム二世の次男の長女。(表一〇を参照)
- ⑦ Grace Lawless Lee, *The Story of the Bosanquets*, Canterbury, 1966.
- ⑧ Charles Wilson, *Anglo-Dutch Commerce and Finance in the Eighteenth Century*, Cambridge, reprinted 1966 (first published 1941).
- ⑨ Ralph Davis, *Allepjo and Devonshire Square. English Traders in the Levant in the Eighteenth Century*, London, 1957. (『レバノン・アレポ』)

三 ボウズンキット家の系譜

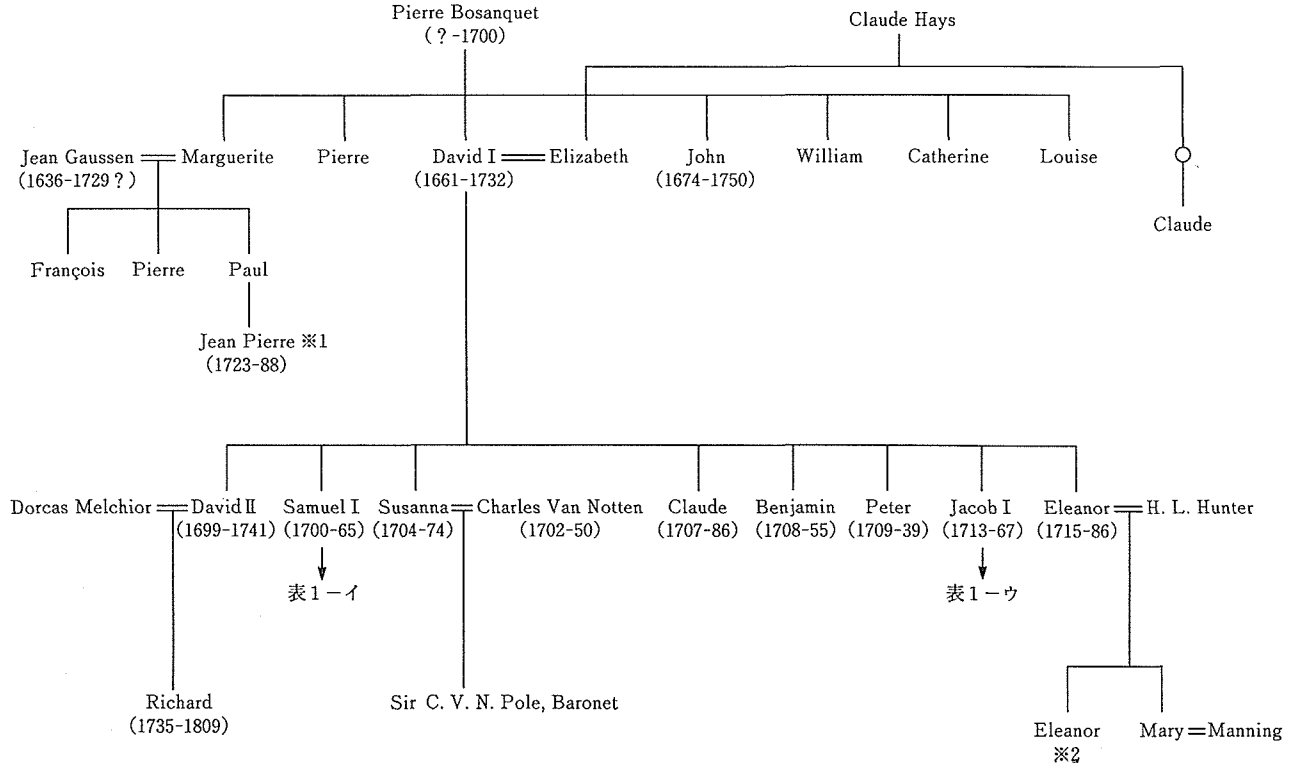
(一) 第一世代

ボウズンキット家の故郷は、カルヴァン派の本拠地セヴァンヌ地方である。同家の本家筋は一七世紀中ごろにはソミエール Somieres 近在の地主で、次三男の多くは商人であった。この一族は一八世紀にはその姓に de を冠し、ブザンソンの市長も出している。分家がラサル La Sall とリュネル Lunel にあり、このうち後者が本稿で扱う家系である。^①

一七世紀中葉のリュネルの分家の当主ピエールは国王裁判所の書記官 greffier で、四男三女の父だった。このうち長男と四男は軍人、次女も軍人の妻となった。一方、長女マルグリットは絹織物商のジャン・ゴウセンのもとに嫁いでおり、次男デイヴィッドもこの義兄の紹介でリヨンで絹織物商業に従事したようである。

一六八五年のナントの勅令廃止は、新教徒であった一家に離散を強いた。父と長男、そして幼いかまたは誕生前だった

表1-ア ボウズンキッタ家の系図I



四男と次三女は、カトリックに改宗し本国に残った。しかし故郷以上に新教が熱心に奉じられていたリヨンにいたデイヴィッドは、姉夫婦とともにジュネーヴに逃れ、その後二ヶ月の内に単身イギリスに渡った。三男ジョンは当時は故郷にとどまったが、結局改宗を拒み、九四年に兄を追って渡英した。

デイヴィッドは渡英と同時に事業を開始した。彼の会計簿は彼のロンドン到着後二カ月もたない四月一七日から始まっているという。高級織物商会社 *Mercers Company* のメンバーであった彼は、ぜいたく品を扱う店が並んでいたチーブサイドのバクラーズベリ *Bucklersbury* 通りに住み、イタリア、中近東からの奢侈品を取り扱っていたらしい。彼は後にレヴァント商人にもなるが、それは当時この地域がイギリスの主な生糸の輸入先となっていたためかもしれない。またジョンは亡命の翌年からオランダにわたっているが、彼は当時成人したばかりの青年で兄の代理商として活動したと思われる。いずれにせよデイヴィッドとジョンは亡命直後から絹織物や東方物産の輸入に携わった。この事業は成功で、彼らはともに一〇万ポンドもの遺産を残した。

(二) 第二世代

弟は生涯独身だったが、デイヴィッドの方は九八年同じ亡命ユグノーのヘイズ家から妻を迎え、九男五女をもうけた。無事成人した三人の娘のうち、スザンナはロンドン在住のオランダ人証券ディーラー、チャールズ・ヴァン・ノッテンと、エレノアはリネンドレーパーのヘンリー・L・ハンターと結婚した。

長男デイヴィッド二世と、生存中五番目の息子であるピーターの二人は、代理商として二〇代をアレックポで過している。デイヴィッド二世は一七二九年三〇才の時にイギリスに帰国している。ピーターはこのころこの兄と交代する形でアレックポに赴任したと思われるが、三九年当地で約八四〇〇ポンドの遺産を残して死亡した。

帰国後のデイヴィッド二世はエセックスに住まいを構え妻を迎えた。彼女は良き妻で、ユグノーの名家を姻戚に持つよ

うな実家の出身だったが、父はこの結婚に反対して長男を遺産分配から除外している。しかしデイウィッド二世は独力で約一万七千ポンドの財産を築き、ロンドン保険会社 London Assurance Office の重役にも就任した。

彼はレヴァント貿易は弟や従兄弟クロード・ヘイズを代理商として継続する一方、オランダのデ・ヌフヴェイル De Neufville 商会を通して、ヨーロッパにレヴァントの物資やロンドンの東インド会社のオークションで買い付けた商品を輸出していた。^② このビジネスは弟クロードが受け継ぐが、彼は次第に商品取引よりも証券投資にビジネスの重心を移し始める。クロードはこうした事業で六万ポンドを越える財産を作り上げた。

アレップで早世したピーターとこのクロード、そしてベンジャミンは生涯を独身で過ごしている。ベンジャミンは兄弟中ただ一人商業の道に入らず、ウエストミンスター校からケンブリッジに進み、ライデン大学で医学を学び開業医となった。しかし彼は南海会社株やノヴァ・スコシアの土地購入も行っている。

長兄と父の不和の結果ボウズンキット家直系の相続人となったのは、次男のサミュエル一世だった。彼の妻メアリ・ダNSTARの父は、レヴァント会社副総裁やロンドン取引所保険会社 Royal Exchange Assurance 総裁をつとめ、母はボウズンキット家同様のエミグレの富裕なロンドン商人の娘であった。ともに多大な財産を継承した二人は、エセックスにいくつかの荘園を購入する。サミュエルはここからシティに通勤して事業を行う一方、州四季裁判所の議長をつとめたり教区の礼拝堂設立に尽力するなど地域の名望家としても活動した。

末弟ジェイコブ一世は一七三二年父の他界の直後、一九才でハンブルクに渡る。ボウズンキット家がロンドン在住のハンブルク商人ファティオ Fatio と共同経営に入ったのも、このころである。ジェイコブは二、三年取引先で修業した後、自己勘定で取引を始めた。^③ 彼はハンブルク会社の重役となり、当地でエリザベス・ハンベリと結婚する。彼女の父は南海会社副総裁、ハンブルク会社総裁を歴任した人物で、母は一七〇二年度のロンドン市長の娘であった。彼は五七年に帰国し、レヴァント会社、東インド会社の重役になり、また海洋協会の出資人となるなど、シティの有力者として行動した。

彼の遺産は、八万五千ポンドを越える動産の他、シテイの二つの不動産、兄ベンジャミンから相続したノヴァ・スコシアの土地であった。^④

ここでマルグリットとジャン・ゴウセンの子供達にもふれておこう。彼らは二人ともジュネーブで生涯を全うしたが、三人の息子達―フランソワ、ピエール、ポール―のうち前二者は叔父達を追って一七〇〇年頃イギリスに帰化する。また、ポールの三男ジャン・ピエールも一六才の時渡英する。

(三) 第三世代

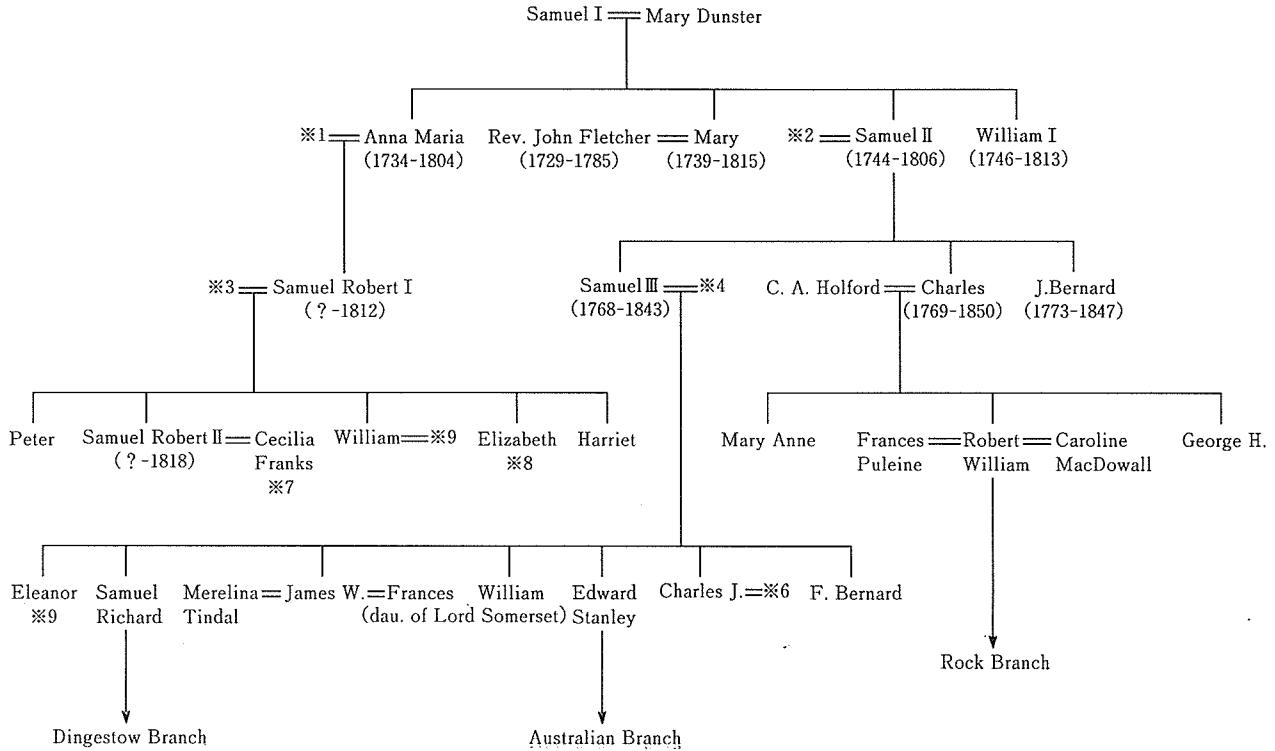
デイヴィッド二世の子孫はリチャードだけであった。五才で父を失った彼は、叔父ジェイコブのビジネスに参加し、叔父の死後その事業を継承してボウズンキット&ファティオ商会のパートナーとなった。この商会は一七七〇年代には西インド向け融資を業務の中核としていたらしい。リチャードは不在地主の代理人としてグレナダを視察している。しかしこの商会は七六年頃に破産し、リチャードはフランスに亡命した。彼は遺言執行人として叔父の遺産の管理をまかされていたが、^⑤これの一部をこの破産で失っている。このようないきさつのためか、彼は帰国後も親族と離れて晩年を過ごし未婚のまま死亡した。

サミュエル一世は二男二女を残した。長女アンナ・マリアは、又従兄弟のジャン・ピエール・ゴウセンと結婚した。彼は東インド会社の重役の他、イングランド銀行の重役、副総裁、総裁を歴任している。

次女メアリは、姉とは対照的に、一家の伝統に反した個性的な人生を生きた。彼女は十代でメソジストとなり、ウエズリ師自身からも高い評価を得たような博愛活動家となった。彼女は四二才でジョン・フレッチャー師と結婚するが、二人の生活は子に恵まれないまま師の病死で四年弱に終わった。

長男サミュエル二世は二一才を迎えるやいなや父の死に遇したので、成人と同時にボウズンキット家直系の莫大な財産

表1-イ ボウズンキット家の系図Ⅱ



の相続者となった。そのためか、彼は早くからイングランド銀行やレヴァント会社の重役等シティの公的な役職を歴任している。彼はフランス革命・対仏戦期という困難な時代にこの二つの組織の副総裁・総裁職にあった。レヴァント会社はこの時期フランス軍艦や私略拿捕船の攻撃で悩まされており、イズミル港に海軍を派遣することを政府に強く求めているが、サミュエルはこうした交渉に当たっていた。^⑥

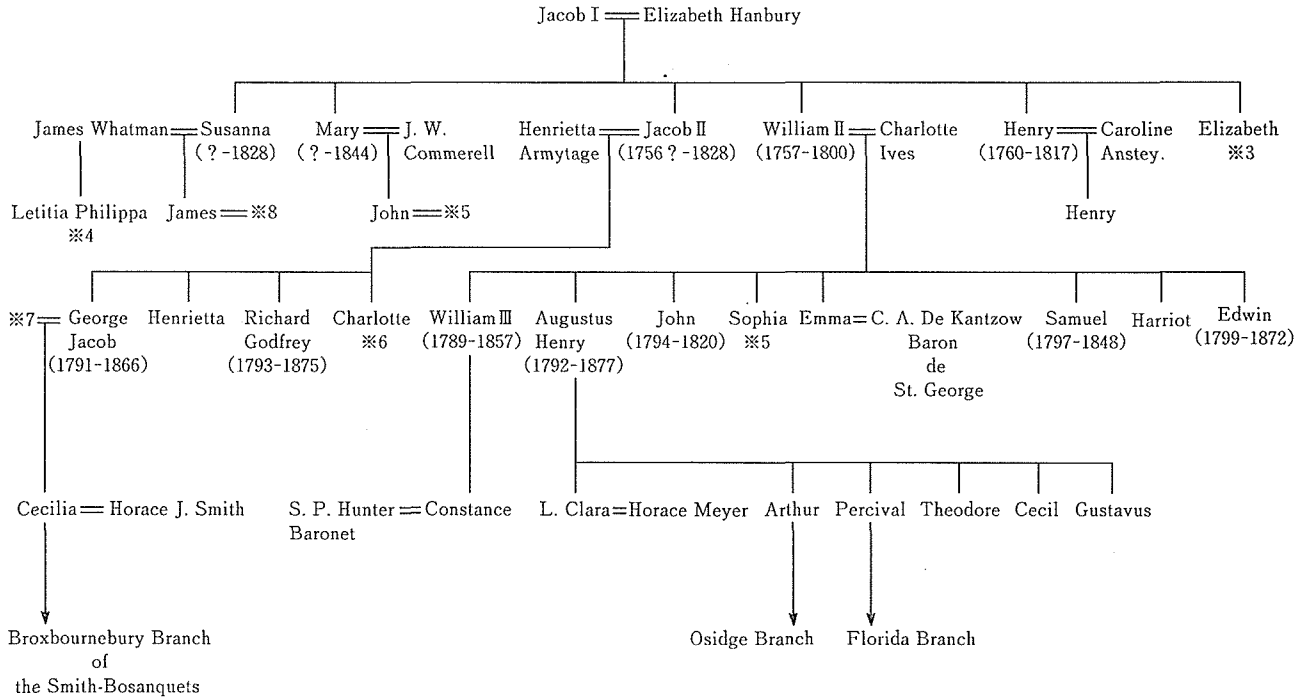
彼は六七年従姉妹のエレノア・ハンターと結婚し、三男一女をもうけた（娘は夭折）。彼はまた八九年には叔父クロードから遺贈された一万ポンドで、モンマスシャー（現グェント）州に所領を購入した。しかし彼は、おそらくはシティに近いために、住まいとしてはエセックス州のフォレスト・ハウス Forest House の方を選び、ここで州長官や王領林野裁判所判事をつとめた。

半ば地主化しシティでも公的な活動に忙しかった兄とは対照的に、次男ウィリアム一世は商会の経営に徹した。独身者だった彼は、生家のフォレスト・ハウスで一生暮らし、自分の馬車で毎日シティに通った。彼はイートン校で教育を受け、その後家族の商会で修業したらしく、七一年にはウィラミンという商人と共同経営にはいつている。この事業の詳細を示す史料はないが、絹物を扱っていたらしい。^⑦ また八五年にはフォスター&ルボック&カンパニー（以下F&L&B銀行とす）という銀行の共同経営者となった。^⑧ また父同様ロンドン取引所保険会社、レヴァント会社のメンバーで、両会社で重役、副総裁に就任した。

ジェイコブ一世は四男三女をもうけ、三男三女が無事成長した。長女スザンナは、ケント州の製紙業者ジェイムズ・ホアットマンの後妻となった。^⑨ ホアットマンはイギリスで最大級の富裕な製紙業者であり、ケント州の州長官をもつとめている。また次女メアリはユグノーの家柄のジョン・コマレルと、三女エリザベスは従姉妹アンナ・マリアの息子サミュエル・ロバート一世と結婚した。

長男ジェイコブ二世は、九才年長の従兄弟ウィリアム一世と類似した経歴をたどっており、やはり商人として人生を全

表1-ウ ボウズンキッタ家の系図Ⅲ



註) 表1-ア～ウとも夭折した子供はのせていない。また重要な婚姻をしていない娘、子孫を残さなかった息子などもはぶいてある場合がある。第5世代以降は他にもかなり省略してある。

うした。彼もイートンを卒業し、その後この従兄弟のやっていたボウズンキッド&ウィラミン商会にジュニア・パートナーとして参加した。彼は二七才で東インド会社の重役となり、死亡時までそのメンバーであった。ナポレオン戦争の時代にはこの議長を三期に渡ってつとめ、また同時期レヴァント会社の副総裁にも就任した。祖父の代からの保険業との関係は、彼に至ってロイズへの参加という形態に発展した。

彼はまたホアットマン家の製紙業にも出資した。ジェイムズ・ホアットマンは晩年工場を売却したが、その際自分の補佐であったウィリアム・ボルストンに資本を貸し、ホリングワース兄弟という人物と共同経営を続けられるよう取り計らっていた。しかしボルストンは事業に失敗し、未亡人となっていたスザンナは彼を助けるため自らも融資し、弟にも支援を頼んだのである。ジェイコブ二世の介入の結果、当時ともに成人したばかりのジェイコブの息子リチャード・ゴドフリと甥ウィリアム・ゴウセンが、ボルストンの共同経営者となる。これは事実上ジェイコブ二世による事業の支配であった。ジェイコブ二世は一七八九年ハートフォードシャーに所領を購入し、翌年ヨークの従男爵ジョージ・アーミティッジの娘を妻に迎え、二男二女をもうけた。

ジェイコブ一世の次男ウィリアム二世は、チャーターハウス校、オックスフォードを卒業後F&L&B銀行に地位を得、後にその共同経営者となった。彼はノリッジの商人の娘シャーロット・アイヴズと結婚し、一八〇〇年自宅で不慮の事故死を遂げるまでに七男四女を残す。

喘息持ちで病弱だった三男ヘンリは商業界には身をおかず、イートンからオックスフォードに進み修士号を得、リンカンズ・インで学んだ。彼は法律家としてもめだつた活躍はせず、ハンプシャーで州長官や刑事法院臨時裁判官 Recorder となつて静かな人生を過ごした。彼は詩人クリストファ・アンステイの娘カロラインと結婚し一男を残した。

以上にみた第三世代が働き盛りの年齢に達したのは、一八一―一九世紀転換期に相当する。フランス革命とその後の出来事は、イギリス人の大半に国内急進派による現体制の転覆とフランスによる侵略という恐怖を引き起こしたが、ボウズン

キット家のメンバーもこの例外ではなく、当時の保守的な政治的雰囲気と同調した。サミュエル二世は、ロンドン商人の有志によって開催された現政府と憲法支持を表明する集会に何度か参加し、起草された宣言に署名し、一度はその議長もつとめた。ジュイコブ二世は、一八〇三年ロンドン取引所で催された会合で議長として対仏戦への全面的協力をうたった声明を発表している。大英博物館に所蔵されている当時の同様の宣言・声明には、姻戚をも含めたボウズンキット家の係累の署名が残っている。^⑩

（四） 第四世代以降

まずサミュエル二世の子孫達から述べよう。

長男サミュエル三世は父からフォレスト・ハウスとディンジュエストウ・コート両方を相続した。彼は成人するとF&L & B銀行に入り、二九才の時にはボウズンキット&ビーチクロフト&リーヴズ銀行を設立、その後パートナーをピット、アンダーソン、フランクスに変えた。しかし彼が事業に、出資は余程していたにせよ、多くの労力をさいていたとは考えにくい。ロンドンに近いエセックスに生涯住んだ父と違い、彼はディジュエストウ・コートの方を住居に選んだからである。彼はジュイムズ・ホアットマンの連れ子レティティア・フィリパと結婚した。彼の長男サミュエル・リチャードはイトン、オックスフォードを出て弁護士となり、第一次選挙改革法案作成に参加した。エセックス、モンマスシャーの両所領を継承した彼はやはり父同様後者の州に住み、この州の四季裁判所の議長を三五年つとめ、治安判事、知事の職責も果たした。次男は母の姓をも受け継いで、ジュイムズ・ホアットマン・ボウズンキットと名乗った。彼はウェストミンスター校を終了した後父の銀行業に参加し、イングランド銀行総裁をつとめ、ロバート・ピールが召集した所得税委員会では金融の専門家として議長に就任している。三男、四男は聖職者となった。四男の子孫は後オーストラリアに移住する。五、六番目の息子はそれぞれ海軍、ベンガル陸軍に入った。

サミュエル二世の次男チャールズは、ハクニー校を卒業した後リヨンでフランス語、イタリア語を学びながら商人としての修業をつんだ。帰国後ウィリアム一世の会計事務所等で事業の手ほどきを受けた後、この叔父と共同経営にはいった。その後彼はマニングとアンダーソンという人物と西インド貿易のエージェンシー・ハウスを開業した。このかたわら南海会社重役職を三〇年以上つとめ、総裁にもなった。またロイズのメンバー、一時期はカナダ土地会社総裁でもあり、ボルストン製紙会社の役員としても活動した。彼は実務において敏腕家であつただけでなく理論派でもあり、一八一〇年にはリカードの「地金高価論」を批判した論文を発表し、リカードに有名な「ボウズンキッド氏への返答」を書かせている。また対仏戦の時代には、ロンドン・ウェストミンスターで編成された志願軽騎兵隊に参加し、中佐にまで昇進した。その後彼は妻の兄からノーサンバランドの広大な所領を継承し、商業から引退して州の治安判事、副知事などをつとめた。彼の子孫も商業活動とは関係せず、弁護士、牧師、学者等となった。

三男のジョン・バーナードはイートン、オックスフォード、リンカンズ・インを経て法廷弁護士となった。彼は父の後押しで、エセックス州四季裁判所に参加し、その後東インド会社、イングランド銀行の常任弁護士にも就任、枢密院のメンバーにもなるなど法曹界で大きな成功をおさめた。また彼は聖書研究者、語学者としても業績を残している。しかし彼は子孫に恵まれず、ただ一人の子も生後一年足らずで夭折した。

ジェイコブ二世の子孫に移ろう。

彼の二人の娘はいずれも幸せな結婚をしたが、特に次女シャーロットはサミュエル三世の五男と結婚し、ボウズンキッド家の身内結婚の網の目をさらに錯綜させている。

長男ジョージ・ジェイコブはサンベリ校、オックスフォードを卒業して外交官となり、マドリッドで書記官、代理大使をつとめた。彼はボウズンキッド家と共同経営を行っていた銀行家ウィリアム・フランクスの娘で従兄弟サミュエル・ロバート・ゴウセン二世の未亡人となつていたセシリアと結婚し、父から相続したハートフォードシャーの所領に住んで、

州長官、知事、治安判事を歴任した。

次男ロバート・ゴドフリが二一才の年父の力ぞえてボルストン製紙会社のパートナーとなったのは先にも述べた。彼は非常に晩婚で、子孫は残していない。

ウィリアム二世の残した子供たちは、伯父ジェイコブ二世が後見して育てた。父が次男でしかも早世したためおそらくたいした資産を持たなかった甥たちのために、この伯父が適当と考えた仕事は、東インド会社の文官職であったらしい。上の三人の男子はハロウやヘイリベリ校を出た後、長男は広東で書記となり、次男、三男はインドのバレイリ、モラダバードの知事の補佐等の職についた。ただ一人五男のみはオックスフォードで学位をとって聖職者となっている。

ウィリアム二世の息子達のうち、男系の子孫を残したのは次男のみである。彼の五人の息子たちのうち二人は父同様インドに活路を見いだし、I C S (Indian Civil Service インド高等文官) となった。また、次男の次男の子孫は、フロリダに移住し、果樹栽培で成功している。

最後に、ヘンリー・ボウズンキッドの一人息子ヘンリは、オックスフォード、インナー・テンプルを経て、父同様法廷弁護士となった。

以上がボウズンキッド家の略史である。この家族史は、ボウズンキッド家が海外貿易で蓄積した資本を徐々に土地や金融資産に変え、典型的なランチェ化をたどったことを物語っている。

① 以下は、特に註をつけない限り、G. L. Lee, op. cit. に依拠している。一世、二世等の数え方はすべてこの本に準じた。本稿に登場する人々の系図は表一ア〜ウで示したが、リーの本には一九六〇年代までのボウズンキッド家の非常に詳しい系図がつづいている。(これはC.メイヤーの本にあったものをもとにしている。)

② Wilson, op. cit., p. 42 ff.

③ Ibid., pp. 44-5. 彼は一七三五年になつてはじめて、兄弟達の手で

よつて管理されていた父の遺産の自分の取り分を受け取っており、このころから自己勘定で取引を始めたものと思われる。なお、遺産は八千ポンドで、この時には証券投資で運用されて八六五五ポンドに増えた。 Bosanquet Mss. D2184-41, Gwent Record Office.

④ 彼の遺書に於て。 Bosanquet Mss. D/EBb F.2, Hertfordshire Record Office.

⑤ Bosanquet Mss. D/EBb F.3, Hertfordshire Record Office.

- ⑥ 例えば、Bosanquet Mss., D2184-58, 59, Gwent Record Office.
 ⑦ この商會に徒弟に入つたチャールズの回想によつて。Lee, op. cit., p. 154.

⑧ 四章註②参照。

- ⑨ このスザンナは生家と婚家とで大家族の主婦として過した経験を以下の小著に著した。The Housekeeping Book of Susannah Whitham 1776-1800. Edited Thomas Balston.

- ⑩ "Address of Jacob Bosanquet esq.", 1803. British Library. 同様の史料として、"Substance of the Speech", 1803. British Library.

- ⑪ 一七九七年の宣言によつて the Samuel Bosanquets, father and son, Richard and William Bosanquet, Samuel Robert Gausson; F.

四 ボウズンキット家の商會經營

ボウズンキット家の事業展開を整理したものが表二である。

一家が最初に携わつたのは対欧貿易であった。筆者は一七三〇年以前の商業史料には直接接していないが、リーによる一六九七—八年の會計簿が現存している。これには、デイヴィッド一世の顧客として当時イギリスで最大手であった高級織物商やフランス系商人の名称が並んでいるという。② ジョンはこのころオランダに滞在しているので、二人のビジネスはオランダを中継地としてヨーロッパの絹製品をイギリスに輸入することだつたと見てよいだろう。

次にレヴァント貿易を見てみよう。ボウズンキット家がいつこれに参入したかははっきりしないが、デイヴィッド二世がアレッポへ代理商として派遣されたのは一七二〇年前後と思われるから、遅くともこれまでにデイヴィッド一世はレヴァント会社のメンバーとなつていたのであろう。デイヴィスによると、一七三〇年代前半にはデイヴィッド二世、サミュエル一世、クロードの三兄弟の經營する商會は、アレッポからの生糸輸入の八・三%を扱つていた。これは全レヴァント商

Commerell; C. Van Notten; J. Lubbock and Co.; Manning, Anderson and Bosanquet 等の署名がある。Lee, op. cit., p. 72.

⑫ このマニングとアンダーソンは註⑧の署名の人物と同一であらう。なお、マニングはデイヴィッド一世の末娘エレノアの次女メアリと結婚した。

⑬ Charles Bosanquet, "Practical Observations on the Report of the Bullion-Committee", 1810. British Library.

⑭ David Ricardo, "Reply to Mr. Bosanquet's Practical Observations on the Report of the Bullion Committee", 1811. British Library.

表2 ボウズンキット家の関与した事業 1690~1830

| | 1690 | 1700 | 1710 | 1720 | 1730 | 1740 | 1750 | 1760 | 1770 | 1780 | 1790 | 1800 | 1810 | 1820 | 1830 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------------------------------------------|-----------------------------------------|------|------|---------|------|------|------|------|------|------|
| 貿易部門 | John | | | | David II E. S. & Claude Bosanquet Co. | David I E. S. & Claude Bosanquet Co. | | | Richard | | | | | | |
| | <p>レヴァント・地中海沿岸貿易</p> <p>David I → E. S. & Claude Bosanquet Co. (1730) → Bosanquet & Willermin merchants (1760) → William I Jacob II Charles (1780)</p> <p>← ハンブルク貿易 →</p> <p>Bosanquet & Fatio Co. (1740) ← Jacob I (1730) → Richard (1770)</p> <p>← アムステルダム貿易 →</p> <p>John (1690) → David II (1730) → E. S. & Claude Bosanquet Co. (1730)</p> <p>西インド関係※</p> <p>Bosanquet & Fatio Co. (1750) → Richard (1770) → Manning, Anderson & Bosanquet Charles (1800)</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 証券仲買 | <p>← De Neufville の通信代理業 →</p> <p>Claude (1730) → Bosanquet & Fatio Co. (1750) → Richard (1770) → Manning, Anderson & Bosanquet Charles (1800)</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 銀行業(預金引受業務) | <p>Bosanquet & Fatio Co. (1750) → Richard (1770) → Manning, Anderson & Bosanquet Charles (1800)</p> <p>↔ Forster, Lubbock & Bosanquet (1780) ↔ William II Samuel III (1780)</p> <p>← Bosanquet, Beachcroft & Reeves (1790) →</p> <p>↓ Bosanquet, Beachcroft, Pitt & Anderson (1800)</p> <p>↓ Samuel III (1810) ↓ Bosanquet, Pitt, Anderson & Franks James Bosanquet (1810)</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 製紙業 | <p>← Susanna Whatman (1780) → Jacob II (1780) → Hollingworths & Balston (1790)</p> <p>↓ Jacob II (1780) ↓ Balston, Gausson & Bosanquet (1810)</p> | | | | | | | | | | | | | | |

※西インド関係の事業は、プランターへの融資が中心で貿易部門にふくめるべきではないかもしれないが、おそらくは商品取引から発生した融資活動ということでここに入れた。

会中四番目のシェアであり、しかも生糸はレヴァントからの最重要輸入品目であったので、ボウズンキット家はこの業界で最大手の商会の一つであったといえる。

アレppoにおける生糸とイギリス産毛織物のバーターが当時のレヴァント貿易の中心であったが、ボウズンキット家はこれ多様な商品を扱った。同家の商業書簡や送り状にはガルバナム、阿片、ピスタチオ、胡椒、皮革等が並んでいる。^⑥ また自分達の代理商をおいていない交易地でも取引を行っていた。そういった交易地の一つ、イズミルではイタリア系らしい現地の商社を通して商品を購入している。^⑦

その上、彼らはイギリスとトルコの二国間貿易だけをしていただけではなかった。三〇年代にはボウズンキット家はレゴーンに代理店をもっていたらしく、ジェノヴァ商人の注文に応じてここで二千〜四千ポンドの皮革を購入している。またマルセイユで砂糖とコーヒーを買い付けてアレppoで販売する場合に得られる利益の試算を行った書類も残っている。^⑧ 英土間の貿易では利益が償還されるのに二、三年かかるので、利潤率が相当高率でないと利益を上げられなかったのに対し、このような短距離の交易では二カ月の信用で取り引きできた。^⑨ 三〇年代以降生糸価格が上昇する一方毛織物が供給過剰になりレヴァント貿易は衰退し始めるのだが、こうした時代に地中海の沿岸貿易は簡単に利益を得られるものとして熱心に開拓されていたのかもしれない。

以上のように、ボウズンキット家のレヴァント貿易は、自由貿易地域のイタリア、南仏等との取引や沿岸交易を交えて行われた。同家はこの地中海貿易を一八世紀末まで継続する。一七六〇年代から七〇年代にかけて、同家はアレppoにデイヴィッド・ヘイズ David Hays という代理商をおいていた。^⑩ サミュエル二世は一七七〇年代に、彼に生糸をレゴーンに送らせ、そこでレゴーンの業者の手でドイツ人の顧客に販売している。^⑪

他方、オランダとの取引も一八世紀を通じて継続する。一七世紀後半から一八世紀前半にアムステルダムがヨーロッパ諸国の国際貿易の中継地であったことはよく知られている。イギリス製品もヨーロッパ向けはほとんどがアムステルダム

を經由して輸出されていた。ウィルソンは、東方物産の再輸出の場合には、イギリス商人の自己勘定でロンドンで購入され、阿姆斯特ダムのコミッション・エージェントに委託して販売されるのが一般的であったと述べている。^⑬ボウズンキット家も一八世紀前半には、レヴァント貿易で輸入した物資の再輸出の窓口として阿姆斯特ダムを利用していたようである。例えば、一七三七年一月にはアレッポのピーター・ボウズンキットの勘定で購入された綿花七袋と綿糸一捆が、阿姆斯特ダムで委託販売で売却されている。^⑭

当時阿姆斯特ダムで最も大規模な商會は、デ・ノフヴィル商會だった。これは五〇以上のロンドンの輸出商會と取引を持っていたが、その最も重要な取引先の一つがボウズンキット家であった。ボウズンキット家はここを通して、自分達が直接輸入したりロンドンで買い付けたりした東方物産をヨーロッパに輸出していたのである。またデ・ノフヴィル商會自体が自己勘定でボウズンキットを通して、ロンドンで行われる東インド会社のオークションで商品を購入することもあった。また逆にボウズンキットが阿姆斯特ダムで東方物産を買うこともあった。このため両者はオークションの日取りや商品の販売価格を連絡しあっていた。^⑮

この行動からも理解されるように、東方物産は価格が安定せず、その取引は投機性の高いものであった。特に一七三〇、五〇年代は阿姆斯特ダムで価格変動が続ぎ、自己勘定で取り引きしているロンドン商人の背負うリスクは非常に大きくなった。ウィルソンが集めたデ・ノフヴィル商會とデイヴィッド二世、クロードが取り交わした書簡を読むと、一七三一年頃から三四年にかけて、そして四九年にも、ボウズンキットがオランダ側がつける販売価格や顧客を探す手腕と熱意に不満を抱いたこと、しかし商品を返送させても運送料や関税等で損失が増大してしまうといったジレンマを感じていたことが解る。

当時ハンブルクを中継地とするドイツ方面が、東方物産の市場として急成長していた。阿姆斯特ダムにおける委託販売に不満をつのらせつつあったボウズンキット家もまた、ドイツ方面との直接貿易を開始することを考えたのだろう。一

家の末弟ジェイコブをハンブルクに送り込んだのも、ファティオと共同経営を結んだのもこのころである。ジェイコブが自己勘定でロンドンで砂糖、タバコ、インディゴを、イズミルで水銀を購入し、ハンブルクに送らせたこと、またハンブルクで兄ピーターの勘定で商品を仕入れ（ジェイコブは兄のために裏書きを行っている）アレップに発送したことを示す史料もある。^⑮

ボウズンキット家の商業活動がハンブルクで展開していく一方で、オランダとの関係は新たな分野の開拓によって継続された。一七五〇年三月六日のクロード・ボウズンキットからデ・ノフヴィル商会への書簡は、以下のようである。

「政府の年金は、旧年金と南海年金 Old and South Sea Annuity からなっています。一七四六、四七、四八、四九年に創設されたのは、全部銀行年金 Bank Annuity です。私の一七四七年の五百ポンドの販売注文は無効にしてください。もしあなたがこのように私の仕事を処理してくださり、その上私を雇うのを望みなら、十分なアドヴァイスが今後あなたに差し上げられることと致ししょう。」^⑯

一七四〇年代はオーストリア継承戦争とジャコバイト反乱の戦費調達のため、イギリス政府がイングランド銀行や東インド会社等を通して発行した債券が豊富に市場に出回った時期であった。^⑰ デ・ノフヴィル商会は、ボウズンキット家やその他のロンドンの取引先を通じてイギリスの公債や株券の情報を得、相場表も入手した。こうしてデ・ノフヴィル商会はオランダ人投資家向けにイギリスの証券を扱うブローカー業を開始し、ボウズンキット家はその通信代理人としての機能を果たすようになったのである。

ロンドンに証券取引のための通信代理人をおくことは、イギリスの金融商品がオランダ人を引きつけ始めた一八世紀初頭に始まった。オランダの商会の中にはこの目的で自らイギリスに代理人を派遣するところもあったが、一七三三年にスザンナ・ボウズンキットと結婚したチャールズ・ヴァン・ノッテンもこうして渡英してきたオランダ人の一人であった。^⑱

当時記名式の証券が主流であったから、売買にともなう名義の書き換えは、所有者の委任状を持った代理人の存在を必

要とした。この他年に四回ある決済日 *contango day* の決算等の財務処理、配当の為替による送金、所有者が破産・死亡した場合の清算業務が、通信代理人の仕事であった。

一八世紀後半にはボウズンキッタ家は預金業務、すなわち銀行業も開始しつづつあった。ボウズンキッタ&ファティオ商会は、一七六〇年代にはジェイコブ一世、七〇年代にはその未亡人エリザベスの金を預かり、各種の支払の引き落としや、年金の利子などの振込を行っている。^② またF&L&B銀行の場合は、一七八五年三月二五日にエドワード・フォスターとジョン・ルボック、そしてウィリアム一世が五千ポンドづつ出資して、「金と預金を保管する金匠または銀行の業務において」一四年間の共同経営をすることを契約して、設立されている。^③ 約二カ月後、この銀行はサミュエル三世を一七八九年からパートナーとして参加させることを取り決めていた。^④ 八九年は三世が成人した翌年で、イングランド銀行重役として銀行界の有力者であった二世が、息子のためにこのように取り計らったものらしい。このサミュエル三世が一九世紀以降ボウズンキッタ家の銀行業を発展させていったことは、三章で見た。

さらにこの時期ジェイコブ二世が姉婿ホアットマンの遺業の製紙業に融資し、この事業をほぼ完全に彼の采配のもとにおいた。

このようにボウズンキッタ家は、一七世紀から一八世紀前半にかけては複数地域にまたがって商品取引を行い、一八世紀後半には他の事業にも進出した。またこのころから彼らが所領を購入し始めたことも忘れてはいけぬ。すなわちこの一八世紀後半という時期には、ボウズンキッタ家は貿易、証券仲買業、銀行業、製造業への融資、土地投資を同時進行させていたわけである。

それでは、ボウズンキッタ家のメンバーは、この多地域・多業種にわたる事業をどのように運営していたのだろうか。

ボウズンキッタ家が事業活動を行っていた全時期にわたって、各事業へのそれぞれのメンバーの出資額が全て明らかになれば、事業の規模や多角化の進展過程、また家族間での分担のなされ方も詳細に知ることができるだろう。しかし残念

の貸借対照表 (1767年)

| 1767 | | Creditors | | | |
|-------|------------------------------------------------------|-----------|-------|----|----|
| fo. 2 | Residue Account | £ | 50001 | - | 7 |
| 3 | Moneys for Private Uses | | 690 | - | - |
| 74 | Errote(?) Grittiati(?) & Co. in Bergam their Account | | 738 | 12 | 7 |
| 119 | P. Cambridge in Cork my Account | | 260 | - | 5 |
| 153 | Deederietr(?) Brameyce(?) my Account | | 109 | - | 6 |
| 175 | G. A. Sonzogno(?) in Bergam his Account | | 299 | 9 | 1 |
| 199 | J. D. Morel & Co. in Turin their Account | | 1477 | 10 | 5 |
| 204 | B. & J. Donaud(?) in Turin their Account | | 423 | 6 | 9 |
| 231 | Account of Sundry Crs. & J. Bosanquet Gr.(great?) | | 100 | - | - |
| 246 | Rigieon(?) Freres & Fits in Turin their Account | | 831 | 1 | 6 |
| 258 | Jacob Bosanquet his Account | | 5097 | 4 | - |
| - | Wm. Bosanquet his Account | | 5097 | 4 | - |
| - | Henry Bosanquet his Account | | 5097 | 4 | - |
| 259 | Suzanah Bosanquet her Account | | 3398 | 2 | 8 |
| - | Mary Bosanquet her Account | | 3398 | 2 | 8 |
| - | Elizabeth Bosanquet her Account | | 3398 | 2 | 8 |
| | | | 80415 | 15 | 10 |

目の勘定の帳簿のページを表していると思われる。右端の3欄にわかれた数字は、金額で、

しないものがある。また、商品名等で現代の綴りとちがうものがある。簿記の形式自体も整
 努めた。()は綴り、略語ではっきりしないものについて筆者が付けた。

表3 ジェイコブ1世

| Drs. | Balance Account | Ultimo December | £ | | | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------|----|----|--|
| fo. 4 | Stocks in the British Herring Fishery | | 432 | 8 | 6 | |
| - | Moneys in Buenos Ayres under Cayla & Co. | | 236 | 7 | 7 | |
| 6 | Account of Bad Debts. Sundrys valued 1. -. - A. Curry. Cork. 15. 2. 3 G. Wagen & Co. 30. 6 | | | | | |
| 8 | Ins. (Insurance?). Abbott in Tripoly my Acct. per 6688. 70 | | 46 | 8 | 3 | |
| 16 | Fitzhugh(?) & Palmentur(?) in Constantinople my Acct. | | 836 | 2 | 1 | |
| 26 | Richard Lake in Edinburgh his Account | | 2323 | 19 | 6 | |
| 30 | Goods in Smirna under Lee & White 1C (cargo?). Indico(indigo?) | | 127 | 7 | 3 | |
| 31 | Goods from Venice under D. Hays 2C. Lamitts(?) | | 56 | 6 | 8 | |
| 33 | Goods in Hambrog under D. Prameyer(?) 2C. Indico | | 117 | 8 | 2 | |
| 34 | Goods in Constantinople under Fitzhugh & Palmentur 2C. Indico. 2W. Shalloons. & 20C. Juin(?) | | 209 | 1 | 2 | |
| 36 | Fran. Sykes in Bengall my Account | | 695 | 1 | 2 | |
| 40 | Goods in Fort St. George under G. Russell 1C. amber(?) 1&(?) corall | | 171 | 15 | - | |
| 47 | Amber to China for Capt. J. Court | | 464 | - | 8 | |
| 77 | Residuary Legatees of Dr. B. Bosanquet | | 41 | - | - | |
| 104 | Goods to Honduras under Cayla & Co. | | 16 | 10 | 4 | |
| 110 | Swedish Trollträtte(?) Bounds | | 152 | 10 | 8 | |
| 117 | Goods in Cork under P. Cambridge 50W. cottons | | 359 | 2 | 5 | |
| 118 | P. & G. Abbott in Constantinople Their Account | | 819 | 7 | 5 | |
| | P. & G. Abbott in do(ditto) my account | | 122 | 8 | 8 | |
| 128 | Charles Willermin his Account | | 239 | 16 | 5 | |
| 134 | Turner & Baldwin in Cyprus my Account | | 69 | 10 | - | |
| - | Goods in Smyrna under Humphries(?) & Co. | | 50 | - | - | |
| 141 | Fremaux & Co. in Smyrna my Account | | 358 | 8 | 6 | |
| 151 | The Bank of England | | 189 | 8 | - | |
| 164 | Navy & Victualing Bills Account | | 29 | 2 | - | |
| 165 | E. Geale & Co. in Dublin my Account | | 532 | 14 | - | |
| 182 | Fuller Baker & Co. Bankers | | 258 | 5 | - | |
| 186 | David Hays in Aleppo my Account | | 621 | 15 | 6 | |
| 187 | Thomas Simpson in Manchester my Account | | 8129 | 14 | 3 | |
| 222 | G. Stratton & C. Smith in Madrass my account | | 162 | 9 | 8 | |
| 224 | David Hays in Aleppo his account | | 540 | - | - | |
| 231 | Account of sundry Drs. | Bosanquet & Fatio £2000. -. - | 293 | 6 | 10 | |
| | | Lee Bridge Trust 100. -. - | | | | |
| | | City Boad Trust 100. -. - | | | | |
| | | Campart & Son 803. 7. - | | | | |
| | | J. Guillernard(?) 542. 6. - | | | | |
| | | J. Becczrells(?) & Co. 400. 6. - | | | | |
| | | Wm. Robinson 378. -. - | | | | |
| | | S. Horne & Co. 699. 10. - | | | | |
| | | Capt J. Court 500. -. - | | | | |
| | | Capt F. Pearce 500. -. - | 6023 | 9 | - | |
| 234 | Frank & Lutyens in Leghorn my Account | | 51 | 15 | 2 | |
| 235 | Goods in Aleppo under David Hays 14 Casks Indico Dust. 5 Chests Amber 279 Amber 59 bales Cloth 250 Casks Lead ore 37 Casks Red Lead 7Ch. Nails 15 Chests Plate 100 Rings Brass Wire | | 9595 | 18 | 9 | |
| 239 | Cash Account | | 658 | 13 | - | |
| 243 | General Merchandize Account | | 6559 | 18 | 7 | |
| 255 | Bill & Promissory Note Account | | 36044 | 8 | - | |
| 257 | Elizabeth Bosanquet her Account | | 1450 | - | - | |
| | Consd. (Consolidated?) 4% in the Name of Mrs. E. Bosanquet | | 1050 | - | - | |
| 107 | Lee & White in Smyrna my Account | | 261 | 4 | 2 | |
| | | | 80415 | 15 | 10 | |

註)1 Drs. = debtors 借方. creditors 貸方. 左端の fo. とは folio. すなわちそれぞれの科それぞれポンド, シリング, ペンスの単位を表す。

註)2 表3・4 - アーエはマニェスクリプトからおこしており, 固有名詞で綴りがはっきり備されたものではない。しかしここでは, なるべく史料に忠実な形で活字化することに

ながらこうした分析を可能にするだけの長期にわたる系統だった史料はない。ただし、ハートフォードシャー州文書館に一七六七年度のジェイコブ一世の、そしてグェント州文書館に七二、九〇、九三、九四年度のおそらくサミュエル二世のものと思われる貸借対照表が所蔵されており、これによって一八世紀後半の各事業に対する資金配分はかなり明確にできる。

まずジェイコブ一世の貸借対照表(表三)を見るが、その前にこの当時の同家のメンバーの状況を考えておこう。ジェイコブ一世はハンブルクに四〇代半ばまで滞在し、五七年に帰国している。当時ロンドンでは兄のサミュエル一世やクロードが現役で、彼は帰国後この兄達と協力してビジネスを行っていた。サミュエル一世は六五年に死亡し、その一方で次の世代のリチャードが三〇才を迎えようとしており、彼がジェイコブの片腕となってきた。以上のことから、この貸借対照表は五〇年代末から六〇年代後半の約十年間のロンドンでのジェイコブ一世の事業と資産運営の状況をほぼ反映していると考えられる。

この表上での彼の総資産額は八〇四一五ポンドである。貸方欄によると、このうち五一〇六〇ポンドが自己資本で、二万五千ポンド強が息子や娘の出資となっている。負債はない。ジェイコブ一世がこの二年前に作成した遺書によると動産の総額は八万ポンド強であったので、この表は彼の動産資産の約六割に限って作成されたようにも見える。しかし子供達はいずれもこの時はまだ幼かった。だからこの二万五千ポンドは、父が遺書作成後に彼らに生前贈与したものと考えた方が妥当だろう。従って、この貸借対照表には当時の彼の動産資産全部が記載されていると判断する方がよいように思われる。

借方欄からは、第一に、ジェイコブの貿易は表二であげた地域にとどまらず、ベンガルやマドラスといったインド方面、中国、ホンジュラスやブエノスアイレス等のラテン・アメリカ方面に拡大していたことが見て取れる。また有価証券投資も多岐にわたっており、スウェーデンの水道株まで購入されているが、これはジェイコブ二世が七七年に売却した。

しかし、より詳しく見るならば、一万八千ポンド近くがアレップのデイヴィッド・ヘイズのもとに商品や預金として預けられているものであり、イズミルやコンスタンチノープル、レゴーン等にあるものもあわせると、レヴァント・地中海方面に資本の二九%が投じられていたことが解る。残りのうち四万三千ポンド近くが、商品取引用や為替・約束手形の決済用の預金となっており、他に六千ポンド強が銀行預金や信託、二五〇〇ポンド余りが妻の名義で預金あるいは投資されていた。つまり、海外貿易に直接投資されていたのは三万ポンド弱で、そのうちほとんどがレヴァント方面であったわけである。

当時ボウズンキット家で現役の事業家であったのは、彼の他にはクロードとリチャードだけだったと考えられる。よってこの二人の事業の内容がはつきりすれば、六〇年代の同家の事業展開は全て明らかになるのだが、この二人については同様の史料はなく推量するほかない。先にみたように、クロードは五〇年代からオランダ人相手の証券仲買業を開始し、リチャードの方はジェイコブのもとで修業した後ボウズンキット&ファティオ商会のパートナーとなっていた。この会社は七〇年代前半には西インド方面と関係をもち、また六〇年代後半には預金引き受け業務も行っていた。従ってボウズンキット家は、五〇年代、六〇年代にかけて商品取引を地中海を基盤としながらも地球規模に展開し、それと並行して五〇年代には証券取引業、六〇年代には銀行的役割、そして少しこれらに遅れて西インドへの融資活動に手を染めていったということになる。

しかしジェイコブ一世はこの年の六月に死亡した。クロードは八六年まで生きたが、一七〇七年生まれの彼が七〇才に達した七〇年代後半以降現役で活躍し続けたとは考えにくい。またリチャードはジェイコブ一世の事業を継承したものの、七六年に破産してフランスに亡命している。このように七〇年代に世代交代があり、この後一八〇〇年ぐらいたままでサミュエル二世・ウィリアム一世兄弟と、一〇才程年下の彼らの従兄弟達ジェイコブ二世・ウィリアム二世兄弟が事業の中心になったと思われる。そこでサミュエル二世の貸借対照表(表四一ア、エ)を見てみよう。

表4-ウ サミュエル2世の貸借対照表Ⅲ (1793年)

Balances to 31 January, 1793

| | | | | | | | | | |
|----------------------|-----|-------|----|----|------------------------|-----|-------|----|---|
| Bosanquet & Fatio | 10 | 707 | 19 | 5 | Capital | 1 | 56157 | 12 | 4 |
| D. Hays h/a | 42 | 3 | 5 | 4 | David Hays m/a | 48 | 13 | 16 | 5 |
| R. A. Stock | 79 | 2784 | 12 | 6 | Annuities of Life | 68 | 64 | 3 | 8 |
| The Bank | 84 | 13 | 6 | 2 | Assurances | 72 | 1605 | 4 | 7 |
| Navy Bills | 86 | 1601 | 12 | 6 | Medals | 77 | 35 | 18 | 8 |
| Bank Stock | 91 | 10773 | 16 | 9 | Frances Heilman | 81 | 9 | 15 | - |
| E. I. Stock | 93 | 1638 | 13 | - | Money lent | | | | |
| Long Annuities | 96 | 3152 | 7 | 3 | on continuation | 88 | 37 | 10 | - |
| Low Hall | 97 | 7241 | 13 | - | Profit & Loss | 90 | 269 | 1 | 4 |
| Money Lent n. a. | 100 | 2050 | - | - | Legacy of C. Bosanquet | 92 | 37 | 18 | 9 |
| Forest House | 102 | 6054 | 15 | - | Money Lent | 100 | 175 | 6 | 9 |
| Forster & Co. | 105 | 291 | 3 | 7 | Mrs. Hays | 101 | 9 | 6 | 5 |
| American Stock | 108 | 2056 | 8 | 6 | Sund: Bills unpaid | 104 | 256 | 11 | - |
| Silver sent to India | 109 | 1332 | 12 | 5 | Italian Trade | 106 | 31 | 9 | 6 |
| W. & C. Bosanquet | 112 | 9803 | 2 | 10 | Charity | 106 | 105 | 15 | 3 |
| Sundry Estates | 113 | 4434 | 16 | 8 | E. I. Bills | 107 | 16 | 12 | 2 |
| Reduced Annuities | 114 | 255 | 11 | 6 | Lottery Tickets | 107 | 189 | 6 | 6 |
| Consolid. Annuities | 115 | 2691 | 2 | 6 | Stocks Exchanged | 108 | 247 | 9 | - |
| Expences | 89 | 2565 | 2 | 3 | J. B. Bosanquet | 110 | 37 | 3 | 6 |
| | | | | | Cash | 111 | 152 | 0 | 4 |
| | | 59452 | 1 | 2 | | | 59452 | 1 | 2 |

表4-エ サミュエル2世の貸借対照表Ⅳ (1794年)

Balances to 31 January, 1794

| | | | | | | | | | |
|----------------------|-----|-------|----|----|----------------------|-----|-------|----|----|
| Bosanquet & Fatio | 10 | 707 | 19 | 5 | ----- | 1 | 56472 | 5 | 5 |
| D. Hays h/a | 41 | 3 | 5 | 4 | David Hays m/a | 48 | 13 | 15 | 5 |
| R. A. Stock | 79 | 2784 | 12 | 6 | assurances | 72 | 1667 | 9 | 1 |
| F. Heilman | 81 | 3 | 5 | - | Profit & Loss | 90 | 266 | 13 | 4 |
| Bank | 84 | 14 | 17 | 1 | Mrs. Hays | 101 | 9 | 6 | 5 |
| Navy Bills | 86 | 3291 | - | 7 | 3 per cent for | | | | |
| Expences | 89 | 2683 | 2 | 1 | Lending Out | 103 | 6726 | 15 | - |
| Bank Stock | 91 | 10773 | 16 | 9 | Sundry Bills unpaid | 104 | 393 | 5 | 4 |
| S. Bosanquet Junr. | 91 | 150 | - | - | Italian Trade | 106 | 12 | 6 | 6 |
| Long Annuities | 96 | 3149 | 17 | 3 | Charity | 106 | 147 | 8 | 9 |
| Low Hall | 97 | 7174 | 12 | 6 | Lottery Tickets etc. | 107 | 2959 | 4 | 4 |
| Money Lent | 100 | 38 | 8 | 10 | J. B. Bosanquet | 110 | | 19 | 4 |
| Forest House | 102 | 6135 | 5 | - | Cash | 111 | 402 | 2 | 5 |
| Stocks Exchanged | 108 | 525 | 13 | - | Reduced Annuities | 114 | 10 | 13 | 1 |
| American Stock | 108 | 2038 | 1 | 2 | Medals | 118 | 14 | 16 | 10 |
| Money on Discount | 109 | 513 | 2 | 6 | | | | | |
| Silver to India | 109 | 1346 | 14 | 2 | | | | | |
| W. & C. Bosanquet | 112 | 10003 | 2 | 10 | | | | | |
| Sundry Estates | 113 | 4294 | 9 | - | | | | | |
| Consol annuities | 115 | 4108 | 12 | 6 | | | | | |
| Forster & Co. | 116 | 7328 | 6 | 11 | | | | | |
| E. India Stock | 117 | 1524 | 18 | - | | | | | |
| C. J. Sindergren (?) | 119 | 500 | - | - | | | | | |
| | | 69097 | 2 | 5 | | | 69097 | 2 | 5 |

表4 - ア サミュエル2世の貸借対照表 I (1772年)

Ballances to January, 1772

| Dr | | | | Cr | | | | | |
|-----------------|----|-------|----|----|-----------------|----|-------|----|----|
| Return | 6 | 709 | 19 | 2 | (?) | 15 | 38 | 5 | 8 |
| Linen Trade | 8 | 166 | 17 | - | Assurances | 18 | 535 | 10 | 1 |
| Bosanquet & F. | 9 | 78 | 18 | - | Roy. A. Company | 19 | 6 | 3 | 2 |
| Charity | 22 | 80 | 2 | 6 | Profit & loss | 20 | 5 | 4 | 10 |
| Roy: A. Stock | 24 | 2848 | 10 | - | C. Johnston | 22 | 3 | 12 | 1 |
| Pr. of Wales | 28 | 782 | 11 | 10 | E. Hawkam (?) | 36 | 9 | 15 | - |
| Money Lent | 29 | 3463 | 12 | - | Commission | 37 | 110 | 4 | - |
| F. Hrin (?) | 33 | 3797 | 18 | 6 | Drawbacks | 44 | - | 8 | - |
| Low Hall | 34 | 7368 | 17 | 2 | V. to Dublin | 45 | 28 | 8 | - |
| Fund: Estates | 35 | 5717 | 11 | 8 | Lottery Tickets | 50 | 57 | 5 | 6 |
| Annuities | 36 | 647 | 15 | 7 | J. Gausson | - | 100 | - | - |
| E. I. Stock | 39 | 786 | 5 | - | Capital | - | 42568 | 2 | - |
| Lee Bridge | - | 100 | - | - | | | | | |
| Bank Stock | 40 | 2653 | - | 9 | | | | | |
| Long Annuities | - | 3990 | 14 | - | | | | | |
| The Ital: Trade | 43 | 6027 | 18 | 11 | | | | | |
| G. Pike | 45 | 740 | 8 | 10 | | | | | |
| Voy: to Aleppo | 46 | 500 | 15 | 10 | | | | | |
| Fuller & Co. | 47 | 47 | 17 | 6 | | | | | |
| David Hays m/a | 48 | 117 | 3 | 4 | | | | | |
| Expences | 49 | 1340 | 5 | 1 | | | | | |
| Cash | 51 | 113 | 4 | 4 | | | | | |
| Returns | 52 | 906 | 1 | 4 | | | | | |
| Bank | 53 | 476 | 10 | - | | | | | |
| | | 43462 | 18 | 4 | | | 43462 | 18 | 4 |

註) Dr=debtor 借方。Cr=creditor 貸方。なおイ、ウ、エの表にはこの記載はないが、いずれも左半分が借方で右半分が、貸方となっているとみてよい。借方、貸方、それぞれの欄の右側の4欄の数字は、一番左が、おそらくは、それぞれの科目の勘定のページをあらわし、のこり3欄が、金額となっていると思われる。(左よりポンド、シリング、ペンス)。

表4 - イ サミュエル2世の貸借対照表 II (1790年)

Ballances to 31 January, 1790

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|-------|----|----|-------------------------|----|-------|----|----|
| Bosanquet & Fatio | 10 | 862 | 13 | 2 | | 1 | 56341 | 2 | 7 |
| D. Hays h/a | 42 | 3 | 5 | 4 | David Hays m/a | 48 | 13 | 16 | 5 |
| Itatian Trade | 43 | 8393 | 8 | 4 | J. B. Bosanquet | 67 | 11 | 1 | - |
| Roy. Ass. Stock | 79 | 2802 | 17 | 6 | Charity | 69 | 39 | 8 | 8 |
| Fr. Heilman (?) | 81 | 3 | 5 | - | Assurances | 72 | 929 | 18 | 7 |
| Bank | 84 | 16 | 11 | 6 | Medals | 77 | 50 | 5 | 11 |
| Expences | 89 | 2533 | 12 | 6 | W. Bosanquet | 78 | 150 | - | - |
| Bank Stock | 91 | 12271 | 14 | 3 | C. Bosanquet | 88 | 11 | - | - |
| Reduced Annuities | 92 | 255 | 11 | 6 | Sundry Bills unpaid | 89 | 210 | - | - |
| E. I. Stock | 93 | 1638 | 13 | - | Profit & Loss | 90 | 216 | 13 | 4 |
| Estate of Mrs. Hunter | 94 | - | 1 | 11 | Legacy of Cl. Bosanquet | 92 | 30 | 18 | 9 |
| Long Annuities | 96 | 5903 | 17 | 9 | Lottery Tickets | 94 | 410 | 12 | 6 |
| Low Hall | 97 | 7370 | 0 | 5 | Cash | 95 | 197 | 11 | 10 |
| Sundry Estates | 98 | 4801 | 4 | 9 | | | | | |
| Forster & Co. | 99 | 120 | 14 | 8 | | | | | |
| Money Lent | 100 | 2046 | 10 | 4 | | | | | |
| Five per cents | 101 | 3579 | 16 | 8 | | | | | |
| Forest House | 102 | 6008 | 13 | - | | | | | |
| | | 58612 | 11 | 7 | | | 58612 | 11 | 7 |

表5 サミュエル2世の1802年度所得計画表

| | Income | Deductions | I-D |
|---------|-------------------------------------------|--------------------------|-----------|
| Private | Land Occupied as Owner(67 acres) 272. 0.0 | Land Tax, Fines 165.19.0 | |
| | 地代, 家賃, 土地税, 十分の一税収入 1661.19.0 | 修理費 117. 0.0 | |
| | 配当(?) 250. 0.0 | | |
| | 年金利子他内国債券 1763. 6.0 | | |
| | 外債(American Stock) 100. 0.0 | | |
| | 夫人名義(Log Annuitise) 67. 1.0 | | |
| 合計 | 4115. 6.0 | 合計 282.19.0 | 3832. 7.0 |
| Trade | From Profit on Loan & Underwriting etc. | Allowance | |
| | in 1799 on loan 2359.10.4 | to J. B. B. 120. 0.0 | |
| | on assurances 704. 0.0 | to S. B. 300. 0.0 | |
| | 1800 on loan 1663.14.3 | 課税 114. 0.0 | |
| | on assurances 1056. 0.0 | | |
| | 1801 on loan 3320 0.0 | | |
| | 三年平均 3034. 8.2 | 合計 534. 0.0 | |
| Total | 7149.14.2 | 816.19.0 | 6332.15.0 |

この四表の貸方欄によると、彼の資本は七二年から九四年までに、四万三千ポンド余りから六万九千ポンドにまで増加しており、それはジェイコブ一世同様ほとんどが自己資金であったようだ。投資内容をみると、一七九〇年までは六千〜八千ポンド強のイタリア貿易という項目があるが九三年にはそれは消滅して、かわりに一万ポンド前後のW & C・ボウズンキットという項目が登場する。一七九〇年は次男チャールズが成人しウィリアム一世と共同経営に入った年であり、この事業は絹物取引に関するものであった。これ以外に貿易活動を示すような項目は、一七七二年度の一六六ポンドのリネン貿易と、九三、九四年度の一三〇〇ポンド強のインドへ送付された銀、デイヴィッド・ヘイズに預けてある数十ポンドがあるのみである。従って、一七九〇—九三年に五〇代を間近にしていたサミュエルは、出資金だけを残して貿易業を弟と次男にゆずったというように感じられる。

他の項目で主なものは、エセックス州の地所ロー・ホールと年金や銀行株などの有価証券、貸付などである。この有価証券の保有や貸付は事業なのか、それとも財産の私的運用なのか。これは、サミュエル二世が一八〇二年度の所得の概算をしたメモ(表五)から判断できる。彼はここで地代と有価証券の利子を私的収入と位置づけて

おり、一方貸付や保険の引き受け業は事業の方へ分類している。すなわち地所や有価証券の保有は私的な財産によるもので、貸付の方は事業ということになる。またこの表によって、彼が六〇才になる頃にも金融関係の事業には携わっていたことがはっきりする。

表四、五からわかったことをまとめてみよう。サミュエル二世は一七七〇年代、すなわち彼が三〇才前後の頃には、伝統的な家業―地中海貿易―に携わっていた。彼がこの時出資だけでなく実務に携わっていたことは、三章で見た代理商デヴィッド・ヘイズとのやりとりからも確実である。おそらくこの事業は、代理商ヘイズとの関係とともに叔父ジェイコブ一世から譲り受けたものであろう。しかし彼は五〇才前後になってこれを弟と次男にゆずり、自分には金融業を残して少なくともこの後一〇年ぐらい続けた。

サミュエル二世に関する史料から解することは以上だが、一七九〇、一八〇〇年代の事業の様子は、チャールズの残した自伝的スケッチからも少し窺い知ることができる。^⑧これによると、チャールズは叔父ウィリアムとの共同経営を九四年春までしか継続せず、この後西インド関係のビジネスでマニング、アンダーソンの共同経営者となった。彼は叔父のビジネスを「非常に限られた性格のもだった」と評し、他方でマニング等との共同経営を「私の人生における成功の主動力」と述べ、非常に儲かるものだったと記している。この会社は、預金を預かりそれを抵当権付きで西インド地主に貸し付けるといふ業務を行っており、ここにチャールズは父からの六五〇〇ポンドを含めて一万ポンド出資していた。この出資額はサミュエル二世がW&C・ボウズンキツに出資していた額に匹敵するものなので、この九〇年代半ば頃からサミュエル・チャールズ親子は地中海貿易から出資金を引き上げ、それをこちらに投入したのではないかと推定される。

ジェイコブ二世とウィリアム二世がこのころ何をしていったか詳細に示す史料はない。ジェイコブ二世は八〇年代初頭はウィリアム一世のパートナーであり、一八〇〇年代にはレヴァント会社の副総裁もつとめているから、結局地中海貿易に最後まで関与したのは彼であったかも知れない。ウィリアム二世の方は最初から銀行業に関わっており、商品取引の分野

に身をおいたことはなかったようである。後は想像する他はないのだが、ボウズンキツト家が一八〇〇年代には貿易業から離脱し、金融業にほぼ完全に移転していったのは、確実なようである。

以上、筆者が現在までに確認できた事業の推移の過程をできる限り詳細に記述してきた。それでは最後になったが、家族内でどのように事業が分担されていたかを考察しておこう。

まず、第二世代までは一家総出で父の開始した貿易業の維持と拡大に専念していたようである。彼らはいずれも事業からの引退は遅かった。しかし第三世代以降、長男と次男以下にはっきりした役割分担が生まれた。

第一に、第二世代の場合には、父と不仲だったデイヴィッドを除いて、ほぼ均分に財産を相続している。^②しかし第三世代の場合、長男のサミュエル二世に父の全不動産が残された。その上彼は叔父クロードから一万ポンドの遺産をもらって、さらに所領を増やしている。次に、事業への関与の度合いも違っていた。サミュエル二世は一七七四年に三〇才でイングランド銀行の重役となり、一七八九年から九三年という困難な時期には副総裁、総裁をつとめた。つまり、彼はイングランド銀行での活動に、働き盛りの年代のエネルギーの相当量を捧げているわけである。このように多忙だった彼が、家族の事業の中心的担い手であったとは考えにくい。彼が家業に実質的な関わりを持ったのは、デイヴィッド・ヘイズとの頻繁な書簡が残されたジェイコブ一世死亡直後の一七七〇年代に限られ、八〇年代以降は弟や従兄弟たちが中心だったと見る方が自然だろう。^③そして、彼はより労力の少ない金融関係の事業だけを晩年まで継続したのである。

しかもサミュエル二世のイングランド銀行への関与は、十分計画した上での行動であったと思われる節がある。なぜなら、彼の貸借対照表を見直してみると、彼が重役になる二年前に重役になる条件である二千ポンド以上の銀行株保有を果たし、また副総裁に就任する頃には彼の銀行株保有が最高水準に達していたことがわかるからである。おそらく、長男が積極的にシティの役職を引き受けることが、一族によって公認された家族的戦略だったのではないだろうか。

第四世代においても同様のことが言える。サミュエル二世もまた、長男に全不動産を遺贈した。その一方次男には、早

くからリヨンにおけるなどして商業教育を施し、成人すると出資額を援助してやって事業家として身をたてられるようにしたのである。

このように、第三世代以降ボウズンキツト家では兄弟間での事業の分担が明確化した。そしてこれは、所領の購入とそれの全面的な長男への遺贈とに密接に関係していた。確かに、彼らの所有した所領は小規模で、表五からも解るように十分な地代収入を生まなかつたので、これを全部相続した長男もビジネスから完全に引退しはしなかつた。しかし、長男はこれによって地方の名望家としての義務を担うようになり、またシティでも青年期から一家を代表して公的な活動を行ったので、事業に提供する労力は必然的に少なくなつた。最も労力のとられる祖先伝来の遠隔地商業は、次男によって担われた。

また第三世代以降は、ボウズンキツト家は全体的にみても遠隔地商業離脱化の方向へと向かつた。同家のメンバーはほとんどが金融業に関わるようになり、その一方三男以下では大学教育を受けて専門職につく者も増えてきた。こうして、一九世紀にはいってからは、ボウズンキツト家の人々はほぼ全員が貿易業から離れ、地主兼銀行家、銀行家、法律家などとして活動するようになっていくのである。^③

① 筆者が目を通したD2184-7(グロント州文書館蔵)の冒頭の一枚は、一六六二—三年のイギリスから再輸出される東方物産の関税表であったが、一六六二年にはデイヴィッド一世がまだ一才であり彼の書類とは考えられないし、英語の史料なので義兄ゴウセンのものとも考えがたく、年号の信憑性が疑われるので、この史料についてはここでは扱わないことにした。

② この史料はまだディンジ・ストウ・コートに残されている一六九七—一七二二年の商業及び個人史料(グロント州文書館の分類では、D2184-86)の中である。

③ 例えばTrenchfield & Co. & Le Corrier Angebrasとよつた商會名がある。Lee, op. cit., p. 27.
④ 叔父ジョンや弟ピーター等の例からみて、このころのボウズンキツト家では、弟や息子を成人前後に代理商として交易相手地域に派遣するのが習わしであったように想像される。

⑤ Davis, *Aleppo*, p. 60.

⑥ Bosanquet Mss. D2184-40, Gwent Record Office. この史料は一、二枚からなり、ほとんどが一七三〇—五〇年代のレウマンント貿易の送状である。

- ⑦ 註⑥の史料の「1754年4月6日の水銀をイギリスの Messrs. Tomaso & Giacomo Meratti & Co. からロンドンにシモン一世の勘定で購入し、送付させた取引の計算書がある。」
- ⑧ 「いずれも右記の史料による。」
- ⑨ 先のロンドン・ジュノーヴァ間の皮革の取引の場合、二カ月の信用で行われている。しかし英十間の貿易では、一七七〇年になって、サマエル二世は二年で利益が償還されれば良い方だと考えていた。 Davis, *Algebra*, p. 226.
- ⑩ 拙稿「近代英国のレヴァント貿易——18世紀の衰退について——」『史料』三三—四、一九九〇年。
- ⑪ Davis, *Algebra*, pp. 222, 226.
- ⑫ 一七九一—八〇年、マンネボヘイネスがサマエルの勘定で購入した生糸が、レコングの Philip Lawrence Luri とどう業者の手で、ロンドンからマンネンを經由ロンドンブルグに輸送された。 Bosanquet Mss. D 2184—47, Gwent Record Office. この史料は九四枚の史料をブルナムに張り付け、その中に「何となくがサマエル二世と弟ウエリブト一世に關するもの。」
- ⑬ Wilson, op. cit., p. 41.
- ⑭ Hendrik Valkenburgh とどうアムステルダムのコマクション・メーカーの手を経てゐる。この史料は D 2184—47 の四枚目のものである。ローターの他の史料は D 2184—40 の方に含まれているので、本来はさらに分類すべきもののように思われるが、これらはいずれも最近家族から託されたもので整理が行き届いていない。
- ⑮ ボウズンキッタ家とデ・ノフヴァル商会の關係については、Wilson, op. cit., pp. 42—46 に詳しく。
- ⑯ Bosanquet Mss. D 2184—40, Gwent Record Office.
- ⑰ Wilson, op. cit., p. 46.

- ⑱ P. G. M. Dickson, *The Financial Revolution in England. A Study in the Development of Public Credit 1688—1756*, London, 1967, pp. 218, 232.
- ⑲ Wilson, op. cit., pp. 110, 115.
- ⑳ Bosanquet Mss. D/EBB F3, Hertfordshire Record Office. この史料は、シモン一世の貸借対照表(表三)の彼の死亡後の遺言執行關係の記録や計算書、妻エリザベスの預金証書、株券からなり、これから彼の死亡時の財政事情や妻の遺産運用について知ることが出来る。
- ㉑ Bosanquet Mss. D/EBB B 2, Hertfordshire Record Office. この史料は、七枚からなる A と B 銀行の共同経営の契約証書である。
- ㉒ 右記の史料による。
- ㉓ 註⑥参照。
- ㉔ 四(二)を、Bosanquet Mss. D 2184—47, Gwent Record Office. 三章九頁参照。
- ㉕ Bosanquet Mss. D/EBB F 3, Hertfordshire Record Office.
- ㉖ Bosanquet Mss. D 2184—47, Gwent Record Office. なおこの表は、その史料をかなり整理している。
- ㉗ チャールズの自伝的スケッチはリーの本の巻末に載せられている。 Lee, op. cit., pp. 149—158.
- ㉘ デイヴィッド一世は、サマエル一世に九千ポンド、三男以下には八千ポンド、娘達には五千六千ポンドを残している。 Ibid., p. 25.
- ㉙ デイヴィスは、一八世紀後半のボウズンキッタ家の活動として、サマエル二世とデイヴィッド・ヘイネスの書簡をたくさん引用しており、彼の著書からは両者の活動がこの時期の同家のレヴァント貿易の中核であったような印象を受ける。しかしデイヴィスはデインジ・ヘストウ・ノートの史料だけを利用したので、その結果彼はデイヴィッド一世か

らサミュエル二世にいたる直系の活動だけしか知り得なかったのではな
いかと思われる。

②① ジェントルマンズ・マガジンの彼の死亡記事は、彼は「自分の利益
のために事業に従事したことはなかったが、非常に若いときから自國
の商業利益を自分の特別な努力の対象とした。」と述べ、後段ではレウ
アント会社やイングランド銀行への彼の貢献を記述している。彼が自
分の事業を全くしなかったというのは明らかに誇張だが、彼が事業よ
りシテの公職にはるかに専念していたことを示している。 Gentle-

man's Magazine, July 4th, 1806.

②② J. Clapham, *The Bank of England, A History*, Vol. I, 1694-1797,
Cambridge, 1970 (1st Published in 1944), p. 273.

②③ なお、その後のボウズンキット家の銀行活動であるが、一九世紀中
葉には同じエングノー系のソルト商会と合併し、その後ロイズ銀行に吸
収された。これについては、R. S. Sayers, *Lloyd's Bank in the History
of English Banking*, Oxford, 1957. (東海銀行調査部訳『ロイズ銀
行』東洋経済新報社、一九六三年。)

五 お わ り に

ボウズンキット家の歴史を振り返ってみると、彼らには一つの業種を祖先伝来の家業として尊び、その継統を家族の使
命と感ずるような意識が乏しかったように思われる。もちろん亡命者の彼らに最初の経済的成功をもたらした絹物取引と
その直接の延長であったレヴァント貿易は、伝統的事業として執心されていたようにも思える。レヴァント貿易が衰退し
昔からのレヴァント商人の多くが引退した一八世紀後半になっても、同家がこの事業への関与を継続したのは、こうした
意識があればこそであったかもしれない。しかし基本的には、一種類の事業の永続を家族の至上命題とするような精神は、
彼らには欠けていた。彼らにとって事業とは、なにより私的財産を増して、安楽な生活や社会的上昇を家族に与えるため
のものであった。だから、彼らはこの目的に適合的な事業を求めて様々な商業の分野を渡り歩き、その結果が多地域への
貿易網拡大と多業種への事業展開となっていた。

本稿の冒頭で筆者は、一族中心の共同経営という企業形態こそが一八世紀の国際商業の特色たる多角性を生みだしたと
主張したが、それは以上に述べたようなボウズンキット家史の解釈に基づいている。一八世紀の貿易商会はいずれも同家
のような特定の一族の出資と経営方針のもとにあって、彼らの私的資産の運用と未分離であった。一方、時代はイギリス

の國際貿易の急激な膨張期であり、貿易相手地域の増大や、貿易関連事業—輸送・保険・金融等—の發展が確實であった。短期で契約を破棄・更新でき、幾つもの事業を同時並行的にできる共同経営という企業形態が、事業の分散・転換をより容易にしてもいた。これらの条件下で、貿易商達の一つの貿易地域や業種に執着するよりも、より見込みある市場や商業分野へ出資を分散することを選んでいたのである。こうして一八世紀の國際商業は、多角的事業展開をはかった貿易商たちの編みあげた無数の小規模なエンタープライズの集合体としての姿を我々にみせてくれるのである。

以上、本稿では一八世紀國際商業の実像の解明というテーマを掲げて、ボウズンキット家を分析した。しかし、社会的上昇の一端をたどった同家の歴史は、商業革命・工業化時代の新興富裕層の地主化というイギリス社会史上の重要な論点を無視できない内容となっている。したがってこの結びの節を借りて、筆者が同家の歴史においてこの問題をどう理解しているかを、提示しておくこととする。

従来、一八、一九世紀における実業成功者たちの地主化は、その一般性を正確に数値化されないうまま当然視されてきた。しかし八〇年代になってルビンシュタインがベイトマンの『イギリス・アイルランドの大地主』^①と遺言検認記録をもとに、一九世紀に関して量的な調査を行った^②。この結果、彼はこの世紀を通して地主化したビジネスマンは非常に富裕な少数派に限られており、よって新興富裕層の地主化は一般的な現象ではないこと、また大地主貴族はこうした上層中産階級とは隔絶した孤立した集団であったと結論した^③。

これに対し、F・M・L・トムソンが最近反論を試みている。彼は、ルビンシュタインが彼の基づいた史料の性質上二千ポンド以上の年収の二千エーカー以上の土地の購入者だけを調査した点を問題視して、もっと小規模な土地購入まで視野に入れるなら、新興富裕層の土地投資は普遍的な現象であったと述べている。しかも、このような比較的小規模の土地所有者たちはビジネスからの収入で地代収入を補いながら、十分ジェントリー社会にとけ込んでいたとも考えている。

ルビンシュタインとトムソンは、比較的小規模の土地(百〜千エーカー程度)を購入した新興富裕層はたくさんいたこと、

また土地購入後もビジネスから完全に引退した者は少ない、という二点において見解を同じくしている。ただ、ルビンシュタインはこのような「ヨーマン規模」の地主は本当の地主社会の一員ではないとみなし、一方でトムソンは彼らを「貴族的ブルジョワ」と呼んで、彼らが貴族と支配階級文化を共有していたと考えている点^⑤が、大きな相違点である。

それでは、ボウズンキツ家史はどちらの見方を支持するのだろうか。これを判断するためには同家の所領面積を知る必要があるが、筆者は現在まで商業史料に限って調査したので、全所領の正確な面積を把握できていない。しかし筆者の接した史料の中に、サミュエル二世が長男の三世宛に作成した相続財産のリストが含まれていた^⑥ので、この二人の所領の概要は解っている。

これによれば、一八〇四年当時でサミュエル二世が持っていたうち最大の所領は、一五〇〇エーカー弱のディンジェストウ・コートであった。彼はこの全ての牧草地や家屋を貸して年収七〇〇〇八〇〇ポンドをあげていた。彼が住まいとしていたフォレスト・ハウスの方は、屋敷と貸与していた二つの牧草地をのぞけば五九エーカーで、この二つの牧草地も両方で年収三〇ポンドにしかかっていないことから、かなり狭いものであったと判断できる。また彼は同じエセックスにロウ・ホールという地所ももっていた。この面積はリストにはでていないが、一八七七年に売却されたときには二一〇エーカー^⑦であり、ここから二世は年三八〇ポンドの地代を得ていた。この他に二世は年収二〇〇ポンドをあげる地所と、若干の家屋を所有していた。彼は以上の不動産から、税などの控除を除いて年一三六三ポンドの収入を得られると計算している。

これらの数値から、サミュエル二世と三世は二千エーカー弱の所領を持っていたらしいと推定できる。面積自体もそれほど広大ではないし、地代収入も低いので、彼らはどちらかと言えばヨーマン規模の地主の範疇の方に入るであろう。ここで、ボウズンキツ家直系の相続人であったサミュエル二世は、義兄から偶然に大所領を相続したチャールズを例外とすれば、一家の中でもっとも広大な所領を所有していたはずだということに注意したい。これから考えて、ボウズンキツ

ト家はルビンシュタインの調査の対象となつたような大地主化した商人家族ではなかつたと判断できる。

トムソンによれば、大ざっぱに言つて年収二千ポンドの建て売りのカントリー・ハウス付き所領を購入するのに一〇万ポンドが最低限必要で、通常は妻への年金や次三男への遺産、娘の持参金等を別に用意する必要があるので、この程度の地所を形成するのでも一〇〜二〇万ポンドは必要であり、さらに実業界への投資を残そうとすれば数十万ポンドの資産が入用であつたという^⑤。ボウズンキツト家のメンバの遺産額については不動産資産の評価額まで含めたデータはないのだが、先の章で触れたジェイコブ一世やサミュエル二世の貸借対照表から考えてそれは一〇万ポンド前後であつたと判断するのが妥当であろう。とすれば、そもそも彼らは大規模な所領を形成できるような資産を持たなかつたということになる。

こうして彼らは、地価が安いモンマスシャーに中規模の所領を形成し、それとは別にロンドン近郊にも小規模な地所付きのカントリー・ハウスを構えるという選択をした。地代収入の乏しさは有価証券投資や事業の継続で補われた。このことはサミュエル二世の所得構成(表五)が明らかに物語っているが、おそらくはサミュエル三世も父と同じように行動したと思われる。彼はロンドン近郊を離れディンジュストウに住みはしたが、銀行業への関与は継続している。

ボウズンキツト家は間違いなく、当時最も成功した商人家系の一つと言つていい。その彼らにしてこの程度であつたという事実は、一九世紀大規模な所領を形成した実業家はきわめて限られており、大多数は小規模な所領の購入にとどまりビジネスを土地購入後も二、三代にわたつて継続したのだというルビンシュタインやトムソンの事実認識が正しいことを証明している^⑥。

この二人のどちらを支持するかは、この事実の解釈にかかつている。すなわちこのようないわば中途半端な地主化が支配階級との融合を可能にしたかどうかである。

まず、支配階級との融合を政治参加という尺度で考えるならば、ボウズンキツト家の人々は地方政治において中心的権能を担い、国政においては政治家としての活動は少ないが官僚的役割を十分に果たした。そして政治や社交の場を舞台に、

政界のリーダーたる大貴族達と深い交流関係を築いていたことも間違いない。次に、貴族身分の確保という尺度で考えると、ボウズンキット家は最後までそのような華々しい身分上昇を経験しなかったし、また貴族との通婚もまれなかった。むしろ彼らは身内同士で結婚し、財産も土地の他は次三男にも均分に相続させるなどして、中産階級的な生活態度を再生産するのを好んでいたかのようなのである。また彼らは買えるだけの土地を買おうとしたわけでもなかった。サミュエル二世の所得構成は、遊休資産の多くが有価証券に投資されていたことを教えてくれる。このようにしておいた方が妻や次三男に相続させやすいし、投資としても安全だと判断されたのだろう。とにかく土地がいかに社会的上昇を保証しようと、遊休資産全てを土地に投資し、できる限り広大な所領を形成するといった行動はとられなかったのである。

このように、ボウズンキット家の一例だけに限ってみても、彼らが支配階級と融合したかどうかどちらかに決めてしまうことはできない。そもそも支配階級との融合という概念自体、程度に段階のあるものであり、どの程度の融合をもって是とするかという合意が研究者間にかぎり、このような議論を続けても無意味であろう。だから、ルビンシュタインとトムソンの解釈の違いをめぐって議論を重ねるよりも、彼らの事実認識に更に実証的証拠を積むという位置づけで、ボウズンキット家の例を提示しておくの方が有意義であろう。

すなわち、ボウズンキット家史は、数千エーカーといった大所領を形成し完全に商業界を離脱して地主化したような商人はぎわめて例外的であったことを示す。同家のように非常に成功した商人でも、完全な地主化が可能なような資産を手にできた者は非常に少なかった。その結果彼らは、中小規模の所領を購入しながらビジネスを続ける地主兼実業家の生活を選択した。こうした人々は長男に不動産を集中して遺贈し、積極的に政治や名望家的活動に参加し、貴族階級とも交流するという点で支配階級化していたが、かたや動産を均分相続にしたり、自分達のコネクションのなかで婚姻を重ねたりするなど中産階級的な価値観を保持しており、貴族と婚姻したり貴族身分を達成したりする者は希だった。

以上、本稿では、本論において、基本的に家族の私的資産運用を目的として貿易商會が営まれた結果一八世紀の国際商業

は次々に現れては消える無数の小規模なエンタープライズの集合体という様相を呈したと結論し、補論で、こうした貿易商の末裔達は一九世紀に地主化をはたしそれによって政治参加などの支配階級の待遇を享受したが、この地主化はビジネスと兼業される小規模なもので、支配階級との融合も不完全で多くの中産階級の価値観や行動様式を残存していたことを確認した。最後に近代イギリス商人の生き様についてこの二つの結論から導びかれる筆者の見方を述べ、本稿を終わりたい。

一八世紀の貿易商は、国際的商業発展の初期段階というこの時代の性格を反映して、一地域や一業種に専門化しない総合的な活動を行った。彼らには特定の業務を祖先伝来の家業として尊び継承しようとするような意識はなく、むしろ事業の多角化や投資の分散化が一族の経済的安全に役立つと考えていた。土地はこうした投資対象の一つであり、その他の投資活動や事業活動と同時並行して行われ得るものであった。

ただ、彼らは経済的安全という観点からだけで事業や投資を配分していたわけでもなかった。まず彼らのビジネスは明らかに、より安全で労力のいらぬものへ一すなわち命を賭しての航海が必要な遠隔地商業から融資や保険業へと推移していった。また土地は有価証券と比べてかなり低い利子しか提供しない投資対象であったが、それでも数百〜千数百エーカー規模で土地を購入する事業家は多かった。彼らは土地購入に、経済上の理由とは別の何らかの社会的意味合いを見だしていたのだった。この程度の土地は、完全な地主化に十分なだけの収益をあげるものではなかったが、見渡す限り牧草地に囲まれたカントリー・ハウスの生活を可能にした。また、彼らを大地主貴族の仲間にもしなかったが、地方の名望家としての待遇や国政・地方政治への深い関与を提供したのである。

このように、経済的・社会的メリットの両方を考慮した上で、土地・有価証券・事業に投資を分散して自己にとって最良のポートフォリオをつくること、これが一八・一九世紀の商人の生き様であり、この生き様が当時の国際商業のあり様を規定してもいたのである。

- ② W. D. Rubinstein, "British Millionaires, 1809-1949", *Bulletin of Institutes Historical Research* 48(1974), pp. 202-223.
- ③ W. D. Rubinstein, "New Men of Wealth and the Purchase of Land in Nineteenth-Century Britain", *Past & Present* 92(1981), pp. 125-47.
- ④ F. M. L. Thompson, "Life after Death: How Successful Nineteenth-Century Businessmen Disposed of Their Fortunes", *Economic History Review* 2nd ser. 43-1(1990), pp. 40-61.
- ⑤ この用語は「ノートン」が最初に使用した。
- ⑥ Bosanquet Mss. D 2184-32. Gwent Record Office.
- ⑦ Lee, op. cit., p. 53. ノックス・ト・ハウスやロー・ホルルの面積は「

サン・マルセル二世の貸借対照表に付いている評価額からもある程度推定できる。トムソンによると一九世紀のイギリスの地価は平均一エーカー＝三三ポンドであった。これからロー・ホルは二〇〇エーカー強、ノックス・ト・ハウスはそれより数十エーカー少なかったと考えられる。

⑧ Thompson, op. cit., p. 50.

⑨ ついでた見解は一八世紀に關しても主張やさいころ。Nicholas Rogers, "Money, Land and Lineage: the Big Bourgeoisie of Hanoverian London", *Social History* 4-3(1979), pp. 437-54.

⑩ 従男爵との結婚は二一三ポンドが、世襲の士院貴族 Peer との結婚はなご。

(京都府立大学女子短期大学部講師

)

The Bosanquet Family Enterprises in the Eighteenth Century

by

KAWAWAKE Keiko

In eighteenth-century Britain, merchant activities were on a relatively small scale. Merchants ran their enterprises as partnerships, involving only their friends and family. Large-scale companies did not appear until the end of the nineteenth century. Instead, eighteenth-century merchants engaged in many small enterprises, as diverse as ship-owning, insurance, investments in industry and transportation, and banking. They were "general merchants" rather than specialists.

Through a study of the Bosanquet family, this paper demonstrates that such diversification was one of the most remarkable characteristics of eighteenth-century merchant activities. The Bosanquets was a famous Huguenot family who immigrated to Britain in 1685 and engaged first in the silk trade. By the mid-eighteenth century, they acted as the London correspondents of Dutch brokers who traded in English stocks; had interests in insurance companies; and lent money on mortgage to planters in the West-Indies. From the end of the eighteenth century, they entered the banking business. During the same period, they purchased several hundred acres of land in the suburbs of London and Monmouthshire.

The history of the Bosanquets not only reveals the diversity of merchant activities, but also shows how merchants became rentiers. In the case of the Bosanquets, the revenue from their real estate was not sufficient to support their lifestyle, and they continued business for two or three generations after they bought land. In the nineteenth century, as F.M.L. Thompson points out, this lifestyle became more typical than the complete retirement from business.